

第 33 回人権理事会公式文書

房野 桂 訳

移動する付添いのない子供と思春期の若者と人権の世界的問題 (A/HRC/33/53)

人権理事会諮問委員会進捗報告書

概要

本報告書は、理事会が諮問委員会に、付き添いのない移動する子どもと思春期の若者と人権の世界的問題に関して調査に基づく研究を開発し、これを検討のために第 33 回理事会に提出するよう求めている人権理事会決議 29/12 に従って準備されたものである。本報告書は、付き添いのない移動する子どもと思春期の若者と人権に関する報告書作成グループの報告者 Carla Hanania de Varela によって、Fabio Cano Gomez の貴重な寄稿を得て準備されたものである。

I. 序論

1. 決議 29/12 で、人権理事会は、諮問委員会に、諮問委員会が世界でこの問題が生じる領域、地域、事例、及び人権が脅かされ、侵害される方法を明らかにし、こういった母集団の構成員の人権の保護のための勧告を行っている付き添いのない移動する子どもと思春期の若者と人権の世界的問題に関する調査に基づく研究を開発し、それを第 33 回人権理事会に提出するよう要請した。
2. 第 15 回会期で、諮問委員会は、現在、Mario Luis Coriolano, Laura Maria Craciunean-Tatu, Hoda Elsadda, Carla Hanania de Varela(報告者)、Obiora Chinedu Okafor, Katharina Pabel, Anantonia Reyes Prado(議長)及び Changrok Soh よりなる上記研究の準備のための報告書作成グループを設立した。
3. 本報告書は、人権の視点から付き添いのない移動する子どもの状況の包括的分析を提供することを目的としている。本報告書に含まれている分析と勧告は、「子どもの権利に関する条約」及びその他の関連人権条約の締約国による公約が果たされることを保障するためのガイダンスを提供している。これら公約の成就是、両親または保護者に付き添われずに移動させられているために、大変に脆弱な状況にある子どもの適切で時宜を得た保護を保証する。「子どもの権利に関する条約」の第 1 条に沿って、「子供とは子どもに適用できる法律の下で、成人がもっと早く達成されるのでない限り、18 歳未満のすべての人間を意味する。」付き添いのない子供たちは、「親またはその他の親戚と離別し、法律または習慣によって世話をする責任のある成人によって世話されていない子ども」である¹。
4. 2 つの方法論的ツールが、(a)国家、国内人権機関、NGO 及び国際団体に宛てた特別アンケート、(b)ドキュメンタリー調査という調査を行うために用いられた。
5. 報告書作成グループは、加盟国、国際・地域団体、特別手続きマンデート保持者と条約機関、国内人権機関、市民社会団体及びその他の関連利害関係者の見解とインプットを求めるアンケートを開発した。総計 80 の回答を受け取ったが、そのうち 19 が国家から、47 が NGO から、13 が国内人権機関から、1 つが国連子ども基金(ユニセフ)からのものであった。
6. 本報告書には、家と土地を放棄せざるを得ない子ども、栄養、教育、医療の注意、虐待からの保護に関連する生命・権利及び特別なニーズを持つ子どもの権利についての情報が含まれている。ユニセフによれば、2014 年に、6,000 万人の人々が戦争、暴力及び迫害によって家を追われたが、その中の推定 3,000

¹ 子どもの権利委員会、出生国の外で付添いがなく離別した移動する子どもの扱いに関する一般コメント第 6 号(2005 年)、パラ 7。

万人が子どもであった。全世界で、2億3,200万人近くの人々が、生まれた土地の国境を超えて暮らしており²、そのうちの3,500万人の子どもの中には大人が付き添っている者もある³。1990年から、増加する安全保障の欠如と政治的不安定が、移動性の防止に寄与し、または移動者がより遠い目的地を求めるよう強制してきた。付添いのない離別した子どもたちには3つの主要なカテゴリーがあり、それぞれが異なる対応を受けなければならない：

(a)移動中に家族とケア提供者と離別した子どもたち。市民社会と国際団体及びソーシャルワーカーは、速やかな家族の再統合を可能にするために受け入れ・経由センターにおいて措置を取るべきである。

(b)付添いのない離別した子どもとして旅を始め、現在人々のグループと共に旅している子どもたち。ほとんどが若い成人として登録されることを避け、またはそのふりをしている14歳から17歳までの男児である。

(c)資金の欠如のために移動を妨げられている子どもたち。欧州移動者危機の状況で、このカテゴリーの子どもたちは、しばしば、ギリシャとイタリアの都会で見られ、あらゆる形態の虐待、搾取、人身取引、犯罪集団による登録及び暴力に対して特に脆弱である。

III. なぜ子どもと思春期の若者が付添いがなく移動するよう強制されまたは奨励されているかの主たる原因

7. 個人がどうして移動するのかの理由は多層的で、出生国、文化的背景及び個人的または家族の野望にかかっている。子どもの移動の多くの場合、直接的で構造的な原因は、密接に相互に関連している。

8. 亡命を申し出る移動する子どもの動機及び亡命を申し出ない移動する子どもの動機には、しばしば重要な差異がある。亡命を求める子どもたちは、しばしば、迫害の恐怖からまたは一般的な暴力の状態のために国を逃れる。亡命を求めない子どもたちはしばしば、より良い未来を見つけないという欲望によって移動させられる。さらに、そのような子どもたちは、必ずしも利用できる情報が大きく限られている受け入れセンターに登録されたり、世話を受けたりたいとは思わない。

9. 中央アメリカ諸国によって提供される情報は、子どもが移動する理由はいくつかあるが、共通の要因は、出生国での重複する子どもの権利侵害であることを示している。つまり、移動する子どもは様々な形態の暴力、貧困、機会の欠如、教育と保健サービスへのアクセスの乏しさ、家庭での虐待、様々な種類の脅し、強迫及び安全保障の欠如からの保護を欠いている。

10. ラテンアメリカでは、レヴェルの低い公教育に対処する必要がある。「北部三角地帯」(エルサルヴァドル、グアテマラ及びホンデュラス)からの移動者の場合には、子どもの移動のカギとなる要因を構成している貧困の世代間伝達を断ち切るには不十分である⁴。

11. 中央アメリカ諸国で、子どもと若者を含めた強制移動という新しい現象について多くの議論があった。脅しと暴力によって移動を強制される若い人々の移動が増加している。ホンデュラスのような国家の中には、強制移動(国内及び外国の)が移動の重要な原因であることを受け入れているところもあれば、エルサルヴァドルのように、移動の理由は多層的であると主張するところもある。

12. 国々の中には、コロンビアのように、大勢の10代の若者が暴力のために出生地を離れ、難民の地位を申請していないことを報告したところもある。この現象は、思春期の若者が暴力を避けるため及び経済的理由で移動しているドミニカ共和国におけるある孤立したケースにも表れ始めている。しかし、ボリヴィアとエクアドルの子どもにとっては、移動の主な動機は、経済的なものである。自然災害の結果として移動する子どもと思春期の若者の事例も、主としてハイティにおいて報告されてきた。

² 委員会は、様々な理由で出生国を離れる人々に言及している。

³ ユニセフ、「移動する子どもの保護」、ブリーフィング・メモ(2015年11月)。

⁴ グアテマラの *Direccion de Investigacion en Derechos Humanos, Procurador de los Derechos Humanos* によって提供された情報。

13. 目的国と出生国との間の生活水準と賃金の差異が大きくなるにつれて、子どもたちは、自国で見つけることができるよりも高い生活水準と就職の機会がよい国に引き付けられる。例えば、北米への移動の流れに関しては、人間開発の点で北米と中米との間の格差を仮定すれば、子どもたちは、北へ移動することが個人の地位と生活の質を改善する最高の方法であるという考えを持つ⁵。

14. アンケートへの回答者の多くは、子どもたちが非正規移動を「必要な危険」と見ており、当局を目的国に到達することに対する障害と見なしており、子どもの権利を保護する責務に関連しているケースはほとんどないことを示した⁶。

15. 極度の貧困は、中米を含め、歴史的に子どもが家を離れた主要な理由の一つであった。グアテマラでは、41.7%の子どもが慢性的な栄養不良にかかっており、この割合は、大きな先住民人口を抱えている地域では一層高い。2015年に、10,166名の付き添いのない子供と思春期の若者に関してグアテマラの社会福祉局と検事総長事務所によって行われた面接によれば、57%が仕事を探して旅しており、23%が家族との再統合のため、2%がより良い機会を求めて、0.4%が理由もわからずに(0歳から5歳まで)旅していた。移動の理由として直接的暴力について述べたのは僅か0.1%であった。

16. エルサルヴァドルでは、帰還民ケア・センターが、2014年6月から2015年7月までに4,114名の移動する子どもと思春期の若者の世話をし、そのうちの45%が付添いのない者たちであった。移動の理由について尋ねられると、35.1%の子どもが家族の再統合がしたかったと答え、31.7%がより良い生活条件のことを述べ、27.48%が、脅威のために移動したと答えた⁷。暴力が中米ではますます増える移動の要因となっている。ホンデュラスでは、暴力団からリクルートされることを防止するために親が子どもを海外に送り出すことを決めていることが報告されている⁸。

17. 亡命者にとって、正規のチャンネルを通して家族の再統合のために厳しい基準に答えることも難しい。欧州では、家族の再統合の状況で、子どもの移動を支援できる以前に成人は、しばしば最低の所得要件を満たさなければならず(低所得の移動労働者は除外される)、これが時には移動女性に特に差別的な結果を与えている。家族の再統合に関する共通の欧州連合法の存在にもかかわらず、欧州連合加盟国の中には、子どもの年齢と子どもを支援することのできる家族に基づいて継続して制限を課しているところもある。さらに、移動労働者の中には、目的国で合法的な居住者ではないので、正式の家族の再統合を申し込むことができない者もある。これが大勢の子どもたちが目的国で親またはその他の家族に加わるために付添いもなく、離別したままで移動することに繋がる⁹。

18. 国際移動機関(IOM)は、150万人の子ども(全体の55%)を含めた220万人の人々が、北東ナイジェリアの紛争の結果として国内的に避難させられてきたものと見積もっている。隣国のチャド、北部カメルーン及びニジェールのディファ地域で40万人近くのナイジェリア人の難民と国内避難民がいるものと見積もられている。最近子どもの移動の流れの急激な増加が見られるジンバブエでは、子どもの移動の報告された主たる原因は、ケア提供者による性的虐待、同輩の圧力、ケア提供者の死亡(ほとんどがHIVまたはエイズ関連の併発症による)、伝統的家族の崩壊、子どもの権利を優先しない公共预算、低下する教育水準、高い学校からの落ちこぼれ率及び貧困である¹⁰。

19. セネガルでは、移動させられた原因について話すことに同意した子どもたちは、主として経済的理由を引用した。両親は、近隣地域またはその他のアフリカ諸国で彼らに仕事を見つけることを約束している人々に子どもを預ける。しかし、ほとんどの子どもは最悪の形態の子ども労働に従事する¹¹。スワジラ

⁵ Centro de Derechos Humanos Fray Matias。

⁶ Aldeas Infantiles SOS ニカラグア。

⁷ 帰還民ケア・センター。

⁸ ホンデュラス国内人権委員会。

⁹ 非正規移動者に関する国際協力のためのプラットフォーム。

¹⁰ ジンバブエ Terre des Hommes より提供された情報。

¹¹ カリタス・セネガルより提供された情報。

ンドでは、子どもたちは主として戦争と迫害を逃れるために移動し、従って、人権が尊重される近隣諸国ではない国に行こうとする¹²。

20. 西・中央アフリカでは、移動は、地域の急激な人口増加に強く影響される。中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、マリ及びナイジェリアでの紛争が、夥しい数の人々が強制移動させられるという結果となり、その多数が子どもである。さらに、安価な生産労働に対する高い需要のために、若い人々は、契約者にとって大変に魅力的である。農業の畠、金鉱・ダイヤモンド鉱業、石きり、非正規セクター及び家事労働で活発なこういった人々の高い割合が、搾取的条件で働いている子どもたちである。

21. バングラデシュでは、他のアジア諸国と同様に、幼年期から成人期への移行中に、労働移動に関わるという伝統がある。子どもたちは成人期への通過として、移動するよう要請され、しばしば、家計に金銭をもたらすために家を出て移動するよう家族に強いられる。文化的規範と伝統が、子どもたちが貧困の罨にかかり、虐待と搾取に対する脆弱さを増すことを助長している¹³。こういった事例は、インドの婚姻市場の場合と同様に、強いジェンダーの側面も持つ傾向にある。

22. 2015年5月に、欧州移動ネットワークは、*EU加盟国とノルウェーにおける付添いのない未成年に関する政策、慣行及びデータ*と題する総合報告書を生み出した。その中で、彼らを受け入れている国々によって報告されているように、子どもたちに移動するよう奨励している主要な理由と状況は、①脆弱な環境、②その他の理由、③特別な理由の3つのカテゴリーにグループ分けされた。

脆弱な環境

23. 以下の国々は、安全保障の懸念を引用した：オーストリア、ベルギー、クロアチア、キプロス、ドイツ、ギリシャ、フィンランド、フランス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リトアニア、マルタ、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スウェーデン及びノルウェー。

24. 以下の国々は、教育を含めた経済的理由と野望的理由を引用した：オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ共和国、エストニア、ドイツ、ギリシャ、フィンランド、フランス、ハンガリー、アイルランド、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン及びノルウェー。

その他の理由

25. 以下の国々はドメスティック・ヴァイオレンスを引用した：フィンランド、ドイツ及びハンガリー。

26. 以下の国々は、子ども兵士の募集を引用した：オーストリア、フィンランド及びドイツ。

27. 以下の国々は強制結婚を引用した：オーストリア、ドイツ及びノルウェー。

特別な理由

28. 以下の国々は、家族の再統合を引用した：オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア及びスロヴェニア。

29. 以下の国々は、飛び地または移動者社会に加わることを引用した：オーストリア、ベルギー、ルクセンブルグ、ポーランド及びスロヴェニア。

30. 以下の国々は、教育、経済及びな心的な理由を引用した：オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ共和国、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロヴェニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン及びノルウェー。

¹² カリタス・スワジランドより提供された情報。

¹³ カリタス・バングラデシュより提供された情報。

31. 移動する子どもの様々な原因とカテゴリーがあるが、子どもの権利委員会は、移動する子どもを箱に詰めようとする時、用心するよう勧告している。移動力学の複雑性が、多くの子どもをいくつかのカテゴリーに当てはめることができ、過度のカテゴリー化が、その人権状況の包括的な分析の遂行を妨げることもある。

III. 付添いなく移動する子どもと思春期の若者の状況

32. アンケートに応じて、ほとんどの国家は、付添いがなく移動する子どもたちの生活、受け入れ及び経由条件について正確なデータを提供しなかった。重要な情報が、代わって NGO によって提供されてきた。

33. 拘禁と送還に基づく移動政策は、非正規移動を思いとどまらせることができていない。普通、経由する移動者は、あまり守られていない比較的危険な地域を利用する。海外に旅することを希望するますます多くの移動家族が、人身取引者に接触し、これが家族からの子どもの離別に繋がるかも知れず、ほとんどの子どもを保護がないままに取り残す。移動する子どもは、普通、田舎道を通って行くことを選択し、このためにサービスを提供する地方の母集団、団体及び入国管理局にとって大変に見えづらい。

34. 家族と離別した付添いなく移動する子どもは、すべての移動者の中で最も脆弱であり、その状況についての情報の欠如が、その権利を効果的に保護しようとする機関や国家が直面する最も重要な障害の一つである。

35. 欧州連合全体にわたって、年齢決定手続きが、しばしば邪魔であてにならず、付添いのない子供たちは、しばしば、身分証明を持たない成人と同じ侵害を受ける。もし逮捕され、特にもし子どもと認められなければ、付添いのない未成年は、拘禁¹⁴、送還及び暴力に直面する¹⁵。国の当局は、不法入国を単なる行政規則の違反としてではなく、犯罪として扱う。

36. 2015 年の初めの 9 か月間に、20 万人以上の子どもが、欧州連合諸国で亡命を申請した¹⁶。中には目的的に到達しなかった者もあった。同年に、700 人近くの子子どもが、地中海を渡ろうとして死亡したものと信じられている¹⁷。毎日、700 人の子子どもが欧州に到着し、その多くが疲れ果て、困窮しており、医療支援を必要としている者もあった¹⁸。旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国では、付添いのない子供と思春期の若者の数は、2015 年 8 月の 932 名から 10 月には 5,676 名に増加した。2015 年の初めの数カ月で、23,000 名以上の付添いなしに移動する子どもと思春期の若者が、スウェーデンだけでも¹⁹亡命を申請し、2015 年末までにはドイツで 30,000 名以上が申請するものと期待された。

37. 地中海と国境を接しているほとんどの西欧諸国は、経由国でもあり、目的国でもある。例えば、2014 年に、総計 14,243 名の付添いがなく移動する子どもがイタリアに上陸し、そのうち 3,707 名が上陸後に逃亡し、10,536 名が受け入れの責任がある地方自治体が組織しているセンターに収容された。2015 年 8 月までに、総計 8,944 名の付添いがなく移動する子どもがイタリアに到着した。IOM によれば、2015 年 1 月から 7 月までの間に、総計 5,459 名の付添いがなく移動する子どもがこの国に入国したが、そのうちの 27%(1,467 名)は西アフリカ(ガンビア、ナイジェリア、マリ及びセネガル)から来ていた。

38. 2015 年 10 月に、地中海で、3,125 名の移動者の死亡と行方不明の移動者が記録され、そのうちの 40% が身元がわからず、32% 近くがサハラ以南アフリカからの移動者であり、11% がアフリカの角からの移動者であった。

¹⁴ 「子供の権利に関する条約」第 37 条に従って、移動する子どもは拘禁されるべきではない。

¹⁵ 「非正規移動者に関する国際協カプラットフォーム」より提供された情報。

¹⁶ Eurostat。

¹⁷ UNHCR。

¹⁸ ユニセフ、「移動する子どもの保護」、ブリーフィング・メモ(2015 年 11 月)。

¹⁹ スウェーデン移動機関。

39. ベルギーでは、受け入れ場所の欠如のために、子どもは支援もほとんどないホテル、不適切な受け入れ構造または成人のシェルターに収容されたものであった。しかし、2013年と2014年に、追加の施設がつくられたが、亡命者の数が減少したので、付添いのない子どもを収容する場所は十分にあった。しかし、2015年5月以来、移動する子どももの数に急激な増加があり、再び受け入れネットワークに圧力がかかった。

40. ラテンアメリカでの最大の移動の流れの最中に、メキシコは、送り出し国であり、経由国であり、目的国であり、帰還の国でもあった。移動者の中に、米国に入国しようとするメキシコ及びその他の出身国の子どもとメキシコを目的国と見なすメキシコ人でない子供がいる。近年、主として中央アメリカ諸国からのメキシコにおける子どもと思春期の若者の到着と非正規移動がとてつもなく増えている²⁰。メキシコのユニセフ事務所によれば、メキシコ入国管理局によって発見された付添いがなく移動する子どもと思春期の若者の数は、2013年から2015年までで333%増加した²¹。

41. 米国では、税関・国境保護官と国境パトロール機関は、付添いのない子どもに遭遇し、身元を明らかにしている。必要な行政手段を行った後に、彼らは、子どもを施設に移送するかまたは法律が規定する限られた状況の下で許されるならば、子どもの任意の帰還を手配する。宿泊施設を割り当てられるが、移動する子どもは72時間を超えて税関・国境保護の拘禁のもとにおいてはならない。しかし、彼らは、臨時の場所で、その発達と情緒的健康に影響を及ぼす条件の下で、長期間国境パトロールの保護の下に置かれている²²。

42. 2015年に、米国における移動者の逮捕数は減少したが、逮捕とメキシコから中央アメリカへの送還の数は劇的に増加した。これはある程度、米国によって行使されるメキシコへの圧力のためである²³。米国での逮捕の減少にもかかわらず、本国送還の慣行は未だに一般的である。2014年に、14,352名のメキシコの子どもたちが、米国によって本国に送還された。2015年1月から7月までの相当する数は、6,772名であった²⁴。

43. メキシコでは、入国管理局が、入国地点で、鉄道や道路沿いのパトロールによって発見される中米からの付添いなく移動する子どもたちを拘禁している。「移動法」に従って、国内移動機関は、子どもを除去し、彼らを統合家族局国内制度の施設に収容している。しかし、「移動法」第29条の改正に反して、子どもたちは、入局管理局によって逮捕された後で、長期の不確定な期間拘禁されている²⁵。メキシコ国内人権委員会は、センターが抱えている35名の移動者のうち、僅か11名が家族のための領域を有しており、50%以上が子どもと思春期の若者の宿泊のための特別なスペースを欠いている。さらに、メキシコの移動政策の重点は、付添いのない子どもを含めた非正規移動者の拘禁と帰還にある。2014年1月から2015年6月までで、14,864名の付添いがなく移動する子どもが出身国に返された²⁶。

44. その他の筋は、メキシコの中米からの付添いなく移動する子どもの85%以上が、結局は送還されることになることを明らかにしている。メキシコは、移動者を送還する前に子どもの最高の利益を考慮するという要件を含め、「移動法」に加えられた2011年の改正に従っていない²⁷。

45. 大量の子ども帰還者と彼らを再統合するための準備の欠如が、中米の深刻な問題である。2014年前半に、米国で入国管理局によって逮捕された子どもの中で、ほとんどがホンデュラス(13,282名)、グアテマラ(11,479名)、メキシコ(11,577名)、エルサルヴァドル(9,850名)及びその他の国々(829名)の出身で

²⁰ 統合加速開発国内制度によれば、メキシコにおける経由中または非正規移動の状況にあるほとんどの子どもの思春期の若者は、基礎教育を受けた思春期の男性であった。

²¹ ユニセフ・メキシコ。

²² Asociacion de Consultores y Asesores Internacionales より提供された情報。

²³ ワールドヴィジョン・アメリカ及びカリブ海地域事務所。

²⁴ メキシコ、内務省。

²⁵ 良き羊飼いの慈善聖母の会衆、メキシコによって提供された情報。

²⁶ メキシコ、内務省。

²⁷ Centro de Derechos Humanos Fray Matias。

あった²⁸。例えば、2012年から2014年7月までで、エルサルヴァドルは、5,411名の子どもと思春期の若者の移動者が返され、そのうちの34%がメキシコからであり、34.7%が女兒と若い女性であり、一方65.3%が男児と若い男性であったと報告した²⁹。2015年に、3,091名の付添いのない子ども移動者が、ホンデュラスに返され、7,545名がエルサルヴァドルに、9,613名がグアテマラに返された³⁰。

46. ラテンアメリカの政府の中には、幼年期、移動及び人権に関する特別訓練セッションとワークショップに参加してきたところもあるが、ほとんどの入国管理官には、付添いなく移動する子どもを専門として取り組むために割り当てられた職員はいない。この地域には、この問題と取り組む地方当局または機関もほとんどない。移動者と子どもを保護する法的枠組みは十分に開発されているという事実にもかかわらず、特別なカテゴリーとして付添いなく移動する子どもに関する法律はない。ニカラグアを含め、国々の中には、まったく移動政策のないところもあり、これが、対応が器械的で、短期的で調整されていないものとなる傾向にあることを意味する³¹。

47. 南米では、パラグアイでの国内移動は特別なケースとなる。子どもたちは、労働搾取のために人身取引されるために、農山漁村地域から都会へと常に移動させられている。普通、"criadazgo"と言われるこの慣行は、パラグアイで広がっており、保護を提供するふりをする契約者によって組織されている。子どもたちはシェルター、食物及び教育と引き換えに、何の財政的補償もなく家事労働に関わる。永久家庭調査の結果によれば、46,993名の子どもと思春期の若者(国内のすべての子どもの2.5%)が、"criadazgo"の状況にある者と見積もられている。さらに、当局は、この慣行の強い社会的合法性と正常化を認めてきた³²。

48. アジアでは、インドとネパールのような国々の労働法は、14歳を成人の始まりと定義することにより、子ども労働者の利用を認めている。カリタス・バングラデシュは、子どもの雇い主が子どもに対する責務の成就として子ども労働者またはその家族に提供する補償を考慮することは減多になく、子どもを公平な扱いと補償への権利に対して資格のある権利保持者として見ることもないと報告してきた。

49. 世界最大の子ども人口を抱えるインドでは、州内及び州の境界を超える子どもの移動が増加している。ジェンダー関連の問題は、移動と人権侵害の共通した原因であり、インドでは、移動の主要原因は、ジェンダーに基づく差別と社会における女性の低い地位であり、これが子ども結婚、男性に対する女性の割合の減少、伝統的なジェンダー役割に沿った役割分業という結果となっている。移動する女兒は、サービス提供者として、娯楽・性産業、家事労働及び結婚市場で実に様々な個人サービスに対する需要を満たすようますます強制されている³³。

50. 南アフリカでは、非正規移動者の数は決めるのが難しく、推定は、25万人から700万人にまで及ぶ、IOMによれば、毎週約2,000名の非正規移動者が、モザンビークとジンバブエから送還されている。そのうちの約20%が子どもである。これら数字は、約160万人の移動する子どもが、モザンビーク、南アフリカ、ジンバブエに留まっていることを示している。

51. ユニセフの2014年東部・南部アフリカ地域分析報告書によれば、南スーダンの危機が、50万人近くの人々が移動することに繋がっている。これら人々の70%以上が、エチオピア、ケニア、スーダン及びウガンダのような近隣諸国に、その後亡命を求める子どもたちである。推定35,000名が、付き添いのない子供たちである。

52. ジンバブエを経由する子どもたちは、多くの社会サービスへのアクセスを欠いている。一旦子どもたちが家庭環境を離れると、彼らはしばしば独り取り残され、厳しい生活条件にさらされるかも知れない。そうは言っても、IOM、ユニセフ及びジンバブエ政府によって受け入れセンターが設立されている

²⁸ www.oas.org/en/iachr/media_center/PReleases/2014/067.asp を参照。

²⁹ エルサルヴァドル、一般入国管理管轄区。

³⁰ エルサルヴァドル、グアテマラ及びホンデュラス外務省より提供された情報。

³¹ Aldeas Infantiles SOS、グアテマラより提供された情報。

³² Grupo Luna Nueva より提供された情報。

³³ インドにおいて、男性に対する女性の割合が減少し続けるに連れて、幼い女兒は田舎へと人身取引され、結婚のために売られている。

ので、近年受け入れ条件は改善されてきている。こういったセンターは、子どもたちのために基本的な社会サービスを提供しており、家族の再統合を認めている。

53. アフリカの子どもたちの中には、大変に不安定な条件で、経由国で生まれる者もある。セネガルでは、**talibes** という現象が増えている。**Talibes** の子どもたちは、コーランを学ぶ目的と称して、修道士(コーランの教師)によって都市に連れて行かれる。実際は、修道士は、子どもを搾取し、金を払わせる。搾取の被害者である家族のいない子どもたちがダカールには約 15,000 名いることを調査が示している。ほとんどの場合、子どもたちは南部地域またはギニアビサウのような近隣諸国から来ている³⁴。

54. ハイティでは、この国には子どものための受け入れ構造がないので、カリブ海地域で最も驚くべきものである。付添いのない子どもは、政府が経営する経由センターに送還された成人と共に収容される。このセンターは、一般的に、衛生、水、適切な食物の点で一般的な水準を満たしていない³⁵。

IV. 付添いなく移動する子どもと思春期の若者が直面する主な人権侵害

55. ほとんどすべての国々での共通した特徴は、付添いなく移動する子どもが直面する人権侵害についての情報の欠如である。

56. 付添いがなく亡命を求める子どもたちに関して最も頻繁に侵害される「子どもの権利に関する条約」の下での権利は、非差別への権利、開発への権利、氏名と国籍を持つ権利、家族の再統合への権利、健康と医療ケアへの権利、教育への権利及び特別保護措置への権利であり、さらに子どもの最高の利益を支持し、子どもの考えを尊重するという原則が頻繁に侵害されていることは明確である³⁶。

57. 付添いなく移動する子どもたちは、そのような子どもが強制労働、麻薬取引、人身取引及び性的搾取を受けることもあるので、最も脆弱な集団の中にある。中には、出生国からの身分証明書を欠いているために、自分の移動状態を規制し、外国に到着した時に社会サービスにアクセスすることが難しいので、さらに脆弱な状況に直面する者もある。

58. 人種と民族性に基づく差別は、未だに米国の政府機関の中にも存在している。例えば、国連難民高等弁務官事務所(UHCR)は、米国に入国し、連邦拘禁の下にある 12 歳から 17 歳までの 100 名のグアテマラ人の子どもに面接した。総数の 48%が先住民族であることが明らかとなり、自分の地域社会に対する人種主義と差別について苦情を述べた³⁷。

59. 性的・経済的搾取を目的とした人身取引、臓器の除去及びその他の形態の暴力は、パラグアイの移動する子どもが経験する最も重大な侵害である。こういった状況は、教育、保健、住居及び暴力のない生活への権利のようなその他の基本的権利へのアクセスを妨げる。アンケートに答えて、**Grupo Luma Nueva** は、性的搾取と労働搾取、臓器の取引及び家畜と女兒との交換のような異なった種類の暴力を報告した。

60. サハラ以南アフリカから始まる人身取引の流れは、被害者の大半が子どもである状態で、ほとんどがこの地域内で起こってきた。国連麻薬犯罪事務所によれば、アフリカと中東が、2010 年から 2012 年までで人身取引された子どもの世界的割合の 62%を占め、世界最高の割合であった。

61. 目的国の多くで、移動する子どもたちは、普通、身分証明書をとり上げ、彼らに従わせるために脅しと暴力を用いる人身取引者/搾取者から借金を負う。子どもたちが地方当局に庇護された時、状況は必ず

³⁴ カリタス・セネガルによって提供された情報。

³⁵ ワールド・ヴィジョン・ハイティにより提供された情報。

³⁶ 付添いのない子どもに対する国家の責任を規定している国際的な法的原則は、1989 年の「子どもの権利に関する条約」と 1967 年の「難民の地位に関する議定書」という 2 つの主要な条約に基づいている。

³⁷ カリフォルニア大学ヘイスティングズ法律校、ジェンダー・難民研究センター他、*Nulez y Migracion en Centro y Norte America: Causas, Politicas, Practicas y Desafios*(2015 年 2 月)49-125 頁。

しも改善しない。子どもたちは、違法に入国を紹介されるボツワナのジンバブエ人の付添いのない子どもの場合と同様に、民間人によっても、政府役人によっても身体的に虐待されると言われている³⁸。

62. コンゴ民主共和国の付添いなく移動する子どもたちは、労働搾取の被害者である。彼らは、例えば彼らが学校に通うことを妨げ、医療ケアも提供しない職である熟練工鉱山でほとんど無料で重労働を行う³⁹。ユニセフによれば、コンゴ民主共和国南部にわたって鉱山で約4万人の子どもたちが働いている。付添いなく移動する子どもたちは、時には逮捕されて、青少年刑務所がないので、成人の刑務所に入れられる⁴⁰。同様の状況が「難民の地位に関する1951年条約」に署名していないので、難民や亡命者を認めないマレーシアで広がっている。子どもたちは、法律執行担当官によって絶えずいじめられ、多くは捕えられて、未成年と成人を区別しない入国管理拘禁キャンプに入れられる⁴¹。

63. インドでは、アジアの他の国々と同様に、搾取は、子どもが都市に向かって家を離れる時から始まる。途中で、彼らは警察に捕まることを恐れる。一旦「手先」の手に落ちると、彼らは取次店に連れて行かれ、仕事が見つかるまでそこに留め置かれる。手先や雇用者による身体的・性的虐待が報告されてきた⁴²。バングラデシュでは、同様の虐待のケースが報告されている。

64. スペインで移動する子どもは、付添いがあるとなかろうと、彼らに影響を及ぼすあらゆる手続において、子どもの最高の利益を考慮するよう行政に要請する体制に従っている。しかし、子どもと若い移動者を特化して扱う当局はまだ存在しない⁴³。

65. 「子どもと思春期の若者に関する一般法」を通して、メキシコは、子どもと思春期の若者を権利保持者として認めており、その人権の完全行使、尊重、保護、推進を保証している。子どもは全て法律の完全な対象である。従って彼らは、「子どもの権利に関する条約」のような国際人権条約で守られ、体現される発達中の人物としての特別な権限で資格のある基本的権利を享受すべきである。メキシコでは、ラテンアメリカの多くの国々と同様に、国内・国際法と政府が払う重要な努力にもかかわらず、人権条約とその国内法への組み入れに書かれている権利と日常の慣行との間に大きな格差が継続している。

66. チリでは、国内で生まれた移動者の子どもでさえ、憲法の偏見のある解釈のためにその両親が「経由中の外国人」(*transeuntes*)と考えられるので、無国籍と見なされたものであった。しかし、この用語は観光客と乗組員にのみ当てはめることができるように、「経由中の外国人」の法的定義が2年前に変わった。外国人の両親からチリで生まれた子どもたちは、チリ人と考えられている。しかし、国籍への権利または正式の身分証明への権利を否定する「経由中の外国人の子ども」として登録されている子どもたちについての報告が未だにある⁴⁴。

67. オーストリアを含めた欧州諸国の中には、子どもたちが、最初の受け入れセンターで法律助言者によってまず提供され、続いて地方の青年事務所によって提供される基本サービスにアクセスを得て、即座の法的代表を受けるために亡命を申請しなければならないところもある。一旦権限のある当局が移動する子どもとの接触を確立すると、その権限のある当局は、子どもの最高の利益またはその意思に反しない限り、子どもの考えを考慮に入れ、家族の再統合を支援して、そのすべての保護ニーズに対処する解決策を提供すべきである。この点での進歩が近年遂げられてきた。「子どもの権利に関する条約」に基づいた特別法が、子どもと思春期の若者が自分たちに影響するすべての問題に関して意見を聴いてもらえることを保証するために採択されてきた。

³⁸ Terre des Hommes ジンバブエよりの報告。

³⁹ 良き羊飼いの慈善聖母の会衆、コンゴ民主共和国から提供された情報。

⁴⁰ 同上。

⁴¹ 良き羊飼いの慈善聖母の会衆、マレーシア。

⁴² カリタス・インドによって提供された情報。

⁴³ スペイン国内オンブズマンによって提供された情報。

⁴⁴ 良き羊飼いの慈善聖母の会衆、チリ。

68. グアテマラでは、意見と表現の自由への子どもの権利を行使するためにほとんど何もなされておらず、成人の間の権威主義的態度のようなこの権利の成就に対する多くの障害がある⁴⁵。グアテマラの入国管理政策は、人権の取組みを欠いており、政府も付添いなく移動する子どもを保護し、サーヴィスし、支援する特別政策を開発していない⁴⁶。

69. エルサルヴァドルは、子どもの考えを考慮に入れるように子どもと接するための公式のメカニズムを有している。国の14の部局を代表して子どもと思春期の若者によって結成された諮問会議が、2014年から活動してきた⁴⁷。さらに、子どもと思春期の若者のための国内会議の専門スタッフが帰還民の子どもを支援し、彼らの考え、問題、ニーズを知る目的で面接を行っている。

70. パラグアイでは、幼年期と思春期に対処する規範(第44-47条)が、子どもと思春期の若者のための地方自治体会議を設立した。この会議は、子ども団体の代表と協力している。このような会議の存在にもかかわらず、パラグアイの多くの団体は、積極的参画のための真の効果的スペースの欠如について苦情を述べ続けている⁴⁸。

71. 例えばイタリアの外国人の保護を求める人たちの受け入れに関する新法は、子どもに影響を及ぼすすべての問題で意見を聴いてもらう子どもの権利を予想し、強化している。ベルギーでは、自由に話すことができるように、すべての付添いのある子どもたちが両親や法的後見人の存在なしで意見を聴いてもらうことを保障する予備法案が提出されている⁴⁹。さらに、子どもたちはすでに責任ある連邦機関によって提供される宿泊施設を拒否して、しばしば直接的家族または拡大家族の構成員である成人と暮らすことを選ぶ権利を有している。子どもたちは、一旦問題の成人が適切に彼らを宿泊させることができることが保証された時のみ受け入れセンターを離れる。

72. セルビアでは、責任ある機関による適切な措置の欠如が、言語の障害が移動する子どもたちがその状況を説明することを妨げていることを意味している。これは、彼らが効果的に自分自身の意見を述べることもできなくしており、彼らの選択が任意のものなのかどうか、彼らを移動するよう動機づけた底辺にある理由が何であるのかを当局が決定することも妨げている⁵⁰。

73. ホンデュラスでは、未成年の外国人移動者のためのプログラムがあり、その一部として訓練を受けた技術チームがこの母集団に対応している。移動する子どもの問題に対処する国内政策はない。移動する子どもの問題に対処する国内政策もない。さらに、帰還民の場合には、たった1つのセンターが、海外から帰還するホンデュラス人の移動する子どもと証明書のない外国生まれの子どもたちを専門にしている。

74. ジンバブエでは、移動政策は、移動者の権利保護を考慮に入れているが、そういった政策の実際の実施は依然として課題である。ジンバブエは、最近、付添いのない子供たちを保護することを求める「反人身取引法」を可決した。さらに、ボツワナ、モザンビーク及び南アフリカ(Beitbridge, Plumtree 及び Nyamapanda の主要な境界に沿って)から送還されてくる付添いのない子どものための受け入れセンターの設立は、子どもの権利保護に基づいている。こういった子どもたちは、一時的シェルター、食物、衣服、医療ケア及びもし可能ならば家族の再統合のような基本サーヴィスを提供されている。

V. ジェンダー配慮

75. 移動する子どもの人権侵害に関して国家によってほとんど情報が提供されないため、ジェンダーに基づく暴力に関する情報も不明である。

⁴⁵ Casa Alianza グアテマラより提供された情報。

⁴⁶ Direccion de Investigacion en Derechos Humanos, Procurador de los Derechos Humanos、グアテマラ。

⁴⁷ Aldeas Infantiles SOS エルサルヴァドルより提供された情報。

⁴⁸ Grupo Luna Nueva より提供された情報。

⁴⁹ この法案は、2016年に発効するものと期待されている。

⁵⁰ セルビア国内オンブズマン。

76. 情報不足にもかかわらず、ジェンダーはメキシコにおいて国際移動の型にインパクトを与えているようである。例えば、Maya Mam という名の 10 代の子どもは、面接の中で、性的虐待を受けないために、仲間の男性の旅人に、他人には自分のガールフレンドだと紹介してもらうように頼まなければならなかったと述べた。これは、これに対してこの男性が金を払うよう求める口実であった⁵¹。異性愛女性がジェンダーに基づく暴力の標的になるだけでなく、差別と迫害は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、性同一性障害及び間性の子どもたちによっても経験されてきた⁵²。

77. 家事サービスにおける雇用は、メキシコでは女性の移動者にとって普通であり、その大半は 18 歳未満である。グアテマラからの女性移動者は、先住民族出身である傾向がある。この脆弱なグループは、労働搾取を受け、法的契約と法的な居住許可のような最小限の労働権が否定されてきた。さらに、かかる費用と雇用者の利益を仮定すれば、移動する女兒が、一時的居住または永住の地位を得ることはほとんど不可能である⁵³。

78. グアテマラの当局は、多くの場合、強姦の危険があまりにも高いので、人身取引者自身が妊娠を防ぐために⁵⁴、旅に出発する前に十代の女兒に避妊注射を受けさせることを報告している。

79. 性的搾取の被害者のほとんどは女性である。例えば、人身取引と搾取の被害者であると報告されているナイジェリア出身のイタリアでの付添いのない移動者は女兒である。

80. セネガルでは、移動者がかかわることを求める仕事の種類には明確なジェンダーの側面がある。従って、家事労働はほとんど女性家事労働者に割り当てられ、体力が必要な職は、ほとんど男性に指定されている。移動が徐々に「女性化」しており、セネガルの女兒は、3 人中 2 人までが人身取引の被害者であることをデータが示している⁵⁵。

IV. 地域と国家間の調整

81. 効果的な意思決定の目的で、移動する子どもの法的権利を確保して、多くの国々は、連邦公共行政当局、国際団体、学界の人々及び市民社会団体がかわる多機関調整メカニズムと協力している。情報を共有し、移動する子どもの問題で協働する目的で、大臣、政府機関及び地方機関の間で様々な手続きが設置されているが、多くの場合、これら手続は、効率的ではないか、または人権の視点から立案されていない。

82. ラテンアメリカ諸国間の協力は、子どもと思春期の若者の逮捕と出生国への送還に重点が置かれており、従って、利害関係者としての子どもが目に見えなくなっている。保護の必要性には、しばしば、子どもがさらされている状況の分析が欠けており、時には子どもに正当な理由があり、亡命の資格があるという事実にもかかわらず、ほとんどの場合難民の地位を認めることが選択肢ではない理由となっている。国際協働が、防止に重点を置くことは滅多にない⁵⁶。

83. 地域レベルでは、メキシコは、出生国、経由国、目的国と移動者の送還の問題を扱っているカリブ海と中米・北米諸国のための国際移動に関する多国間フォーラムである地域移動会議のメンバーである。地域移動会議のメンバーは、移動のあらゆる段階で、即座の行動と付添いなく移動する子どもの効果的保護を推進するために、移動する子どもに関する特別部会を結成してきた。しかし、その重要性にもかかわらず、この努力が真のインパクトを与えたことはほとんどない。

84. メキシコと中米・カリブ海諸国が締約国である地域条約は、拘禁の禁止、相当のプロセス及び子どもの最高の利益の原則のような、移動プロセスにある子どもの保証に関する特別な責務を経由国または目

⁵¹ ジェンダー・難民調査センター、カリフォルニア大学ヘイスティングズ法律校他(脚注 38 を参照)、145 頁。

⁵² メキシコ難民支援委員会の総コーディネーターによって提供された情報。

⁵³ Centro de Derechos Humanos Fray Matias。

⁵⁴ Aldeas Infantiles SOS グアテマラにより提供された情報。

⁵⁵ カリタス・セネガルより提供された情報。

⁵⁶ ワールド・ヴィジョンラテンアメリカ・カリブ海地域事務所。

的国に課していない⁵⁷。中米統合制度及び中米移動ディレクター委員会のような⁵⁸地域機関は、移動に関する決定の対話と実施にとってのカギであった。「中米 4 国境管理協定」と単一中米査証のような国境を超えた自由な移動のための地域協定は、地域内の移動に好都合であったが、中米移動者の権利の効果的保護と社会統合を確保するために努力が払われなければならない。効果的な協働はまだない。

85. 2014 年に、米州人権裁判所は、移動の状況及び国際保護の必要性から子どもの権利と保証に関する諮問的意見第 21 号を出した。この諮問的意見は、当時の MERCOSUR のメンバー、つまり、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ及びウルグアイによって 2011 年に行われた要請に応じて出された。地域の人権の保護のための問題に関して共通の立場で国のブロックが米州人権制度の前に現れたのは初めてのことであった。諮問的意見第 21 号は、移動する子どもの権利と利益の範囲を定義し、拡大する新奇のガイドラインを提供する地域の業績である。さらに、この意見は、入国政策よりも子ども時代の方が大切であるという原則を強調し、この点で、入国手続きの下で採用されるすべての措置において子どもの最高の利益を支持するという原則を強調している。

86. ユース・ケアは、ベルギーの地域当局によって構築された民間団体のネットワークである。しかし、このネットワークを通して、NGO は、政府によって承認され、資金提供されているサービスを組織している。すべての子どもは、年齢や受け入れ時点に関わりなく、彼らには当局によって認められた「特別な」ニーズがあるという条件で、いつでもユース・ケアに移送されることができる。提供されるサービスには、居住施設での受け入れ、フォスター・ケア及び独り暮らしについてのガイダンスが含まれる。サービスの性質と利用できる資金の種類を仮定して、ユース・ケアは、宿泊所のタイプとインフラ、スタッフの数、スタッフに施される訓練、一緒に暮らす子供たちの数の点で、連邦機関とは大変に異なったやり方で支援している。しかし、ユース・ケアにアクセスするための長い待機リストがあり、このネットワークは若者のすべてのニーズに応えることはできない。

87. 欧州では、亡命を求める付き添いのない子どもを保護する目的で、ある程度の機関間の協働がある。家族の再統合に関するダブリン III 規則は、ケース・バイ・ケースで協働を要請している。

88. 南部アフリカでは、3 カ国がかかわる合同プロジェクトの実施を通して努力が強化されてきた。例えば、モザンビーク、南アフリカ及びジンバブエで実施されつつある「目的地がわからない」キャンペーンは、ドイツ Terres des Hommes によって資金提供されている。そうは言っても、地域努力と調整には、もし付添いのない子どもが保護されるべきものならば、かなり発展することが必要である⁵⁹。

VII. 市民社会の役割

89. 深刻な移動問題を抱えている多くの国々は、政府と市民社会との間の関係を強化してきた。この点で、国家は、移動する子どもの人権のみならず、彼らの主要なまたは基本的なニーズにおいて、移動する子どもに仕え、支援し、導くために、市民社会が行う作業を認めている。しかし、カリタス・ミャンマーによって提出された報告書のような他の報告書は、政府機関、国際・国内 NGO、及び国連機関の間の協働の欠如が続いていることを示している。

90. 市民社会は、不安定の問題を明らかにし、サービスと入国管理に経験を有する様々な制度的ネットワークを提供し、国家が付添いなく移動する子どものすべての基本的権利を保証することを保障する際に、優れた役割を果たしている。

91. 市民社会は、子どもの最高の利益を第一に考慮して、防止の領域と子どもの虐待、ネグレクト、暴力及び差別に介入し、子どもが法的証明書所持していること、子どもの特別なニーズに対する永続的解決策が満たされていることを確かめる。多くの団体は、教育的・医療的支援、心理的サポート、食物、

⁵⁷ Centro de Derechos Humanos Fray Matias.

⁵⁸ 中米移動ディレクター委員会は、地域移動会議内に根を下ろしたイニシアティブである。

⁵⁹ Terre des Hommes ジンバブエによって提供された情報。

シェルター、水と下水道を提供している。NGOの中には、政府機関内で行われた重大な侵害の場合には法的行動を起こすことさえあるところもある。

92. Casa Alianza やエクパット・インターナショナルのような、警察、ソーシャル・ワーカー、青年福祉当局のスタッフや専門家のために子どもの難民を人身取引や性的搾取から保護する措置と一般的な人権保護に関して訓練プログラムを推進している NGO や国際ネットワークがある。

93. 市民社会は、コミュニケーションと移動する子どもの人権を尊重する必要性に対する意識啓発にかなりの経験を有している。従って、市民社会団体は、その考えを伝え、構造的変化を生み、公共政策に影響を及ぼすために機関、社会団体、子どもたち、メディア及び一般の人々に届こうとしてきた。

94. NGO は、移動問題に関して、国家よりもはるかに良い調整と協力を示してきた。例えば、カリタスは、子どもの保護のために、政府機関や国際団体と協力している。カリタスのパートナーには、国内の省庁、ユニセフ、IOM 及び国連教育科学文化機関が含まれる。グアテマラでは、移動に関する市民社会の行動を調整する部会があり、その枠組みの中で、Casa Alianza のような団体が提案された政策の策定、議会の移動者委員会へのアドヴォカシーに参加してきた。さらに、移動市民団体地域ネットワークは、世界フォーラムで、ラテンアメリカの 11 カ国からの市民社会団体と個人を代表している。

95. アフリカでは、市民社会団体の Terre des Hommes がジンバブエで子どもの権利を扱うすべての NGO の傘機関の役割を果たしている。ここは活動を調整し、移動する子どもの権利をいかに保護するかに関して政府に助言している。ここは、ジンバブエの子どもの権利の状態に関する定期的な報告書を通して、すべての活動を監視し、評価し、この報告書はその後子どもの権利委員会、子どもの権利と福祉に関するアフリカ専門家委員会及び南部アフリカ開発共同体に送られている⁶⁰。

96. 欧州の基金によって資金提供されているセンターで活動しているすべての関連利害関係者の間の有用な協力のおかげで、大勢の家族が再統合してきた。例えば、イタリアでは、イタリアで暮らしている一人の父親が、身分証明書のなかった子どもたちと再統合したが、この再統合は、DNA テストで可能となった。

97. 付添いのない未成年難民のための連邦協会は、若い難民の社会統合を強化するプロジェクトを通して、保護者の支援なくドイツに到着する子どもたちの法的状況を改善するために活動してきた。数多くの障害が、しばしば、統合を妨げるが、大勢の思春期の若者は、積極的に社会的にコミットした生活を送り、その個人の目標を達成することに成功している⁶¹。

VIII. 勧告

98. 諮問委員会は、加盟国が以下を行うことを勧告する：

(a) 送り出し国であろうと、経由国であろうと、目的国であろうと、人権の視点を採用し、子どもの人権には国籍も国境もないので、付添いなく移動する子どもと付添いがある移動する子どもに対して同じ保護関連の責任を取ることを。

(b) もし送り出し国であるならば、子どもの権利を優先する法的・行政的・予算的・政治的努力を強化し、教育、食物、仕事のための訓練のような基本的要件の欠如に対処し、子どもたちが自分の国を捨てる決定をする基本的理由であるあらゆる形態の暴力と差別に対する特別保護を提供すること。地方・国内・地域・国際保護制度が改正され、強化されるべきである。ほとんどの場合、問題は、移動する子どもを保護するために立案された法律またはプログラムの欠如ではなくて、その適用における効果の欠如である⁶²。

⁶⁰ 同上。

⁶¹ エクパット・インターナショナル・ドイツ。

⁶² 良き羊飼いの慈善聖母の会衆、メキシコ。

(c)子どもの最高の利益に導かれる移動政策を立案し、実施し、政府の主要機関の予算に子ども移動者の問題のために指定された資金があることを保障すること。

(d)送り出し国であろうと、経由国であろうと、目的国であろうと、子ども移動者に関する参加型の国内政策を実施すること。そのような政策は、人権の取組みに基づき、特に子どもの人身取引と労働搾取に関連して、子ども移動者の財政的・経済的・社会的・文化的・行政的側面を考慮に入れることになろう。

(e)付添いなく移動する子どもの生活条件と福祉当局で世話をされている子どもの生活条件との間の格差をなくすこと。付添いなく移動する子どもが、その移動状態のために差別されてはならない。

(f)移動者の犯罪化をなくすために、移動に対する否定的認識を変える努力を払うこと。多くの国々で、移動の問題は、人権の保護よりはむしろ国境の保護と安全保障を優先する視点から継続して扱われている。

(g)国内法を国際基準に沿うようにし、時代遅れの慣行や法律を見直すこと。多くの国々は、まだ「子ども権利に関する条約」に述べられている個人の権利を尊重していない。例えば、追放の根拠に基づき規則とそのような追放を行うための手続きは、特に子どもに言及していない。一方、子ども保護を目的とする法律は、付添いなく移動する子どもの特別な状況を考慮に入れていない。

(h)送り出し国、経由国、目的国からのパートナーが会って、共通に関心のある問題を討議することを認める国境委員会を開発し、付添いなく移動する子どもの権利のもっと効果的で効率的な保護のための調整を改善すること。

(i)移動と受け入れ制度のあらゆる段階で、子どもの扱い方と子どもの権利の特別訓練を受けているスタッフを組み入れる努力を払うこと。付添いなく移動する子どもの扱い方に関する担当官向けの定期的訓練セッションが、国家によって開催され、実施されるべきである。

(j)付添いなく移動する子どもの初めての接触点として役立つ支援センターが、この特別な集団の子どもたちに専門の特別で安全な宿泊施設を有していることを保障すること。

(k)語学と統合コース、学習支援、教育プログラム及び独り暮らしのための準備を含め、移動する子どもの社会統合を優先するプログラムをセンター内に設置すること。

(l)必要ならば、簡潔で明確な言葉と通訳の支援を利用して、年齢と文化的条件に当てはまる情報を移動する子どもに提供すること。

(m)付添いのない子どもによる亡命の申請を速やかに、効率的に処理し、その間、申請者が国際基準に合ったシェルターに住むことを保障すること。

(n)目的国での成人への移行を支援するため、その国で付添いなしに移動する子どもの世話を継続すること。

(o)人権の実現を目的とする政策とプログラムを立案する際に、付添いなく移動する子どもの異なったカテゴリー、特徴、状況を考慮に入れること。しかし、そうすることが、子どもの権利への包括的取組みを放棄することに繋がってはならない。

IX. 好事例

99. イタリアでの付添いなく移動する子どもの増加に対処するために、移動する子ども専門の救急受け入れセンターを設立する目的で、2015年に新しい制度が実施された⁶³。イタリアでの子どもに関して取られる第一の保健ケア行動は、受け入れ手続の残りの期間、適切な保健・教育支援を確保するために、ご

⁶³ イタリア外務・国際協力省によって提供された情報。

く早い段階で、身体的または心理的問題の明確化を目的とする通常的手段である。特別注文の心理的支援が、旅と移動する子どもの辛い個人的経験によって引き起こされる心理的・身体的ストレスのために必要とされる。

100. 国々の中には、亡命手続きが始まる前に、付添いなく移動する子どもに、ソーシャル・ワーカー、後見人、教育者または法的代表者が割り当てられるところもある⁶⁴。こういった人たちは、申請の始まり(第一回面接)から全亡命プロセスを通して、最終的決定が出され、適用されるまで子どもに付き添う⁶⁵。亡命を求める子どもは、法律によって初めから法的情報にアクセスできる。

101. 多くの国々で、亡命センターの管理者は、子どもの技術を維持し発展させる多目的で、学校教育及びその他のサービスを提供する責任がある。国内の教育法の中には、あらゆるレベルのすべての移動者のために教育への平等なアクセスを確保することを守っているものもある。例えば、ドイツは、受ける支援と青年福祉当局が認めている特別待遇のために、移動する子どもにとっては望ましい目的地である⁶⁶。最初の受け入れセンターにいる子どもたちは、すぐに居住グループに割り当てられ、言語コースを含めたコース、学校の指定のような様々な措置が統合を促進するために取られている⁶⁷。

102. アゼルバイジャンでは、シェルターの中には一日3回の食事と特別医療支援、住居及び地方の語学コースを提供しているところもある。さらに、国連人権高等弁務官には前以て通告することなく居住センターに立ち入り、一定期間内に実施しなければならない勧告を行う権利がある。しかし、付添いなく移動する子どもの誰もがアゼルバイジャンでちゃんとした適切な待遇を受けるとは限らない。地方のオンブズマンによって報告されているように、路上で暮らしている子どもたちは、NGOによって拾い上げられ、効果的なリハビリテーションまたは専門的法的支援を受けられないシェルターに入れられてきた⁶⁸。

103. デンマークのように、場合によっては、付添いのない移動する子どもに住居やシェルターを提供している機関が、困っている外国人ではない子どもを世話するのと同じものである。これは、移動する子どもたちが、しばしば保護を必要としているスペイン人の子どもと共にいるスペインでも起こっていることである。

104. リトアニアでは、政府機関が、移動する子どもを返す時に、最も効果的に調整を行っており、これを、子どもが何を望んでいるかを優先することなく、子どもが出生国で見出そうとしている状況に適切に配慮することなく行っている。もし付添いなく移動する子どもが自分の出生国に返されないならば、子どもは、一年を超えない期間有効である一時的居住許可を与えられる⁶⁹。

105. ペギーでは、フランドル人議会が、出生国や個人歴に関わりなくすべての移動する子どもに保護を必要としている者として、権利と法的地位を与えて、亡命者と非亡命者の間の区別をしない「統合青年ケア」に関する政令の実施を認めた。2009年に、ベルギー政府は、この集団の移動者が冒す危険、特に密輸や人身取引の被害者となる危険を減らすために可能な行動を調べる付添いなく移動する子どもに関するタスク・フォースを設立した。このタスク・フォースは、担当大臣にいくつかの勧告を出し、虐待の可能性のある状況で、付添いのない子どもの防止、拘禁、身元確認及び監視を強調した。

106. 「ドイツ連邦子ども保護法」は、付添いなく移動する子どもと思春期の若者を含めた18歳未満のすべての者に適用されている。地方の青年福祉当局は、子どもの福利を確保するために具体的行動をとることに対して責任があるが、この包括的な保護措置は、18歳になるとすぐに適用されなくなる⁷⁰。

⁶⁴ 国々の中には、一時的及び永住許可証が、法的代表者によって申請がなされた時のみ子どもに認められるところもある。

⁶⁵ 米国では、法的代表は一定の場合のみ子どもに提供される。米国は、[子どもの権利に関する条約]の締約国ではない。しかし子どもには相談で法的手続きを代表してもらい権利があり、彼らを支援するために様々なプログラムが利用可能である。

⁶⁶ エクパット・インターナショナル・ドイツ。

⁶⁷ 良き羊飼いの慈善聖母の会衆、ドイツより提供された情報。

⁶⁸ アゼルバイジャン国内オンブズマンより提供された情報。

⁶⁹ リトアニア国内オンブズマンより提供された情報。

⁷⁰ エクパット・インターナショナル・ドイツ。

107. 若者が国境に到達し、その年齢に疑いがあるならば、その者を、例外として3日間拘禁でき、例外的な状況の下ではもうあと3日間拘禁できるとする例外を設けているベルギーを含めた国々もあるが、「子どもの権利に関する条約」の第37条に従って、付添いなく移動する子どもの拘禁は、重大な人権侵害である。一旦未成年であることが証明されれば、その者は、24時間以内に観察・オリエンテーション・センターに移送されなければならない。

108. 移動する女兒が特別待遇を与えられることは滅多にない。しかし、女性被害者と面接するために、移動サービス内で女性面接者の利用のような特別措置が、アゼルバイジャンで記録されてきた。

109. アゼルバイジャン人の移動者の国の文化とアイデンティティを取り戻すためのイニシャティヴで、アゼルバイジャンのオンブズマンは、ノルウェーとプラハのアゼルバイジャン飛び地の代表と会い、アゼルバイジャンの歴史と文学についての中・高等学校の教科書と出版物を寄付した⁷¹。

110. 欧州連合加盟国の中には、欧州連合に旅することを求めている付添いのない未成年者の状況に対処しようとして、第三国で防止と開発プロジェクトを実施してきたところもある。ベルギーは、移動者の大集団の送り出し国にいくつかの意識啓発ミッションを行ってきた。オランダとスロヴェニアは、アフガニスタンと共に2国間プロジェクトを実施してきた。スペインは、セネガルからの非正規移動を防止するプロジェクトを実施してきた。

111. 深刻な移動問題を抱える国家として、メキシコは、移動する子どもの保護のための特別な制度的能力を有している。国内統合家族開発制度は子どもの保護と統合的開発のためのプログラムを通して、子どもが付添いなく移動することを防止し、付添いなく移動する子どもを扱うための戦略的活動を調整し、監督している。その目的は、子どもを含めた若い移動者と帰還者のニーズに対処している政府の3つの支局、民間機関、国内・国際市民社会団体の努力と行動を調和させることである。

112. ほとんどの欧州諸国は、移動する子どもを保護し、受け入れ、支援するための国内プログラムを有している。欧州諸国の中には、非常に専門化した構造と特別施設を持つよく定義された受け入れ制度を生み出すことを目的とした介入を実施しているところもある。例えば、デンマーク入国管理サービスには、付添いのない子供と面会することを専門としている2つのチームがある。さらに、そこは内部ガイドラインを開発しており、すべてのケア・ワーカーは、年齢にふさわしい質問を持って付添いのない子どもに接近することができるように、面接技術の訓練を受けている。

113. イタリアでは、難民の地位を受けていない脆弱な子どもに人道査証が認められつつある。人道査証を認めるための手続きは、イタリア法で確立されている。

女性の人権に関する丸一日の年次討議概要報告書(A/HRC/33/68)

国連人権高等弁務官事務所報告書

I. 序論

1. 2016年6月16日に、人権理事会は、その決議6/30に従って、女性の人権に関する丸1日の年次討議を開催した。討議は、「先住民族女性と女兒に対する暴力とその根本原因」と言うテーマに重点を置いた第一と「女性の権利と『持続可能な開発2030アジェンダ』」に重点を置いた第二という2つのパネルに分けられた。

⁷¹ アゼルバイジャン国内オンブズマンから提供された情報。

II. 先住民族女性と女兒に対する暴力とその根本原因

2. 第一のパネル討論は、弁護士であり、カナダ真実和解委員会コミッショナーで先住民族の権利に関する専門家メカニズムの委員である Chief Wilton Littlechild が司会を務めた。このパネルは、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 Dubravka Simonovic、ペルー先住民文化センター (CHIRAPAW) の創設者・所長であり、ジャーナリストでもあり、先住民族の権利活動家である Tarcila Rivera Zea、先住民族弁護士であり、リヴァービュー世界パートナーズ創設者・専務理事である Josephine Cashman 及び Yiaku Laikiapiak トラストの事務局長 Jennifer Koinante より成った。

A. 国連人権副高等弁務官によるステートメント

3. 開会演説で、副高等弁務官は、先住民族女性に対する暴力が差別、排除、孤立、従属の表れであり、結果であることを指摘した。副高等弁務官は、先住民族女性が直面する重なり合う形態の差別とそれらがいかに不平等をさらに悪化させるかということに注意を引いた。重複し重なり合う差別の層が、暴力の温床である力の喪失と周縁化の悪循環に先住民族女性をさらしている。この重複する不平等の牽引力の有害な結果は、先住民族女性の平均よりも高い乳幼児・妊産婦死亡率、不相応に高い早期の望まない妊娠率、性感染症と HIV/エイズの比較的高い率、性暴力を含めたジェンダーに基づく暴力、ドメスティック・ヴァイオレンス、人身取引及びジェンダー関連の殺害にも繋がっている。

4. 貧困も先住民族女性に不相応なインパクトを与え、土地の横領は、彼女たちの伝統的な生計の喪失という結果となった。さらに、土地の差し押さえに続く補償と職業技術は女性、特に先住民族女性を排除する傾向にある。副高等弁務官は、若い先住民族女性が教育へのアクセスにおける障害、特に家事とケア責任の重荷に直面していることを強調した。副高等弁務官は、文化的に適切な性と生殖に関する健康情報(先住民族の言語に翻訳されることは滅多にない)のような性と生殖に関する健康、施設からの地理的孤立、法的資格に関連する基本的商品と情報へのアクセスの欠如に関してその人権を自由に行使することに対する障害をさらに想起した。

5. 副高等弁務官は、包括的なデータの欠如と限られた調査と分析のために先住民族女性に対する暴力の広がりや未だに知られていないけれども、利用できる情報が、先住民族女性と女兒は他の女性の 3 倍暴力を受ける可能性が高いことを示していることを想起した。原因を伴った出生、婚姻、死亡のような市民の重要な統計の欠如及び先住民族としてのアイデンティティに関する分類を含めた包括的な国勢調査情報の不在が、予防措置に必要な調査と分析を制限している。広範な文化的・経済的・法的・言語的要因が、国の司法制度と伝統的司法制度への先住民族女性のアクセスを妨げ、従って受けた暴力に対する補償を妨げている。個人的にも集団的にも個人としての権利を要求する時、彼女たちはしばしば脅し、威嚇または暴力を受ける。その結果、加害者の刑事責任免除が依然として広がっている。

6. 副高等弁務官は、先住民族女性に対する暴力に対する組織的注意を確保し、その根本原因を理解し、防止行動をとるために、調査と分析に一層の努力を払う機会として、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を強調した。副高等弁務官は、ジェンダー平等が存在する世界、正しく、寛容で、開かれた、社会的に包摂的な世界を構想する「2030 アジェンダ」のテキストに言及した。副高等弁務官は、環境保護へのその相互に関連する注意を想起し、人々と惑星との間の関連性が完全に尊重されなければならないことを説明した。人々と惑星との間のさらなる調和が存在する世界が「2030 アジェンダ」の約束であり、この世界には女性と女兒に対する暴力は存在しない。

B. プレゼンテーションの全体像

7. 司会者は、このパネルのテーマを歓迎した。司会者は、先住民女性と子どもがあらゆる形態の暴力と差別からの完全な保護と保証を享受することを保障する措置を取るよう各国に要請している「国連先住民族権利宣言」の第 22 条を想起した。司会者は、先住民族女性と女兒の安全と福利に加えられる植民地政策と継続する社会経済的周縁化によって引き起こされる害悪がますます認められるようになっていることも強調した。

8. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、暴力のない生活への先住民族女性と女兒の権利を尊重し、保護し、成就する国際的・地域的法的責務を想起した。特別報告者は、「世界人権宣言」、「市民的・政治的権利国際規約」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」及びその他の非差別条項を含んでいる国連人権条約に言及した。条約は、条約に含まれているすべての権利が、同等に、いかなる差別もなく男女によって享受されることを保証する法律と政策を制定・実施することにより、積極的に行動する責務を国家に課している。

9. 特別報告者は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、女性に対する暴力に関する女子差別撤廃委員会的一般勧告第 19 号及び「女性に対するあらゆる形態の暴力撤廃宣言」に言及した。これら文書は、女性に対する暴力の撤廃に関連する責務を詳細に説明している。特別報告者は、「国連先住民族権利宣言」の第 22 条第 2 項にも言及した。

10. 地域レベルに関しては、特別報告者は、地域の状況での責務を説明している「女性に対する暴力防止・懲罰・根絶に関する米州条約」、「アフリカ女性の権利に関する人権と諸国民の権利アフリカ憲章議定書」及び「女性に対する暴力及びドメスティック・ヴァイオレンスの防止と闘いに関する欧州会議条約」に言及した。特別報告者は、国家とその機関は、女性に対する暴力行為を行なってはならないことを想起した。そのような責務は、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力に対処する効果的法的枠組みが設置されていることを保障することができるようにしている。国家は、非国家行為者が行った、先住民族女性と女兒を含めた女性に対するジェンダーに基づく暴力行為を防止し、捜査し、罰し、救済策を提供するために、相当の注意義務を持って行動する責務も有している。当局が暴力の危険を知っている、または知っているべきである時に女性に対する暴力行為を防止し、または捜査し、罰するために、国家が相当の注意義務を持って行動できないことは、人権侵害となる。

11. 特別報告者は、国家の責務は十分に確立されているが、完全に実施されていないことを指摘した。特別報告者は、男女間の平等の原則は、先住民女性に平等に適用される「持続可能な開発目標 5」にとって不可欠のものであることを強調した。特別報告者は、女性に対する暴力に関する人権理事会の年次決議のテーマ---先住民族女性に対する暴力の防止と対応に重点を置く---は、暴力のない生活への先住民族女性と女兒の権利を尊重し、保護し、成就するために国家が取らなければならない特別措置を詳細に説明する重要な機会であることを強調した。

12. ペルーの先住民族文化センターの所長である **Tarcila Rivera Zea** は、アジェンダに先住民族女性を含めたことに対して人権理事会に感謝した。先住民族女性にとって、この包摂は、先住民族女性と女兒に対する差別という結果となる権力の不均衡と人種主義的観念に対処することを伴うべきである。**Mrs. Rivera Zea** は、先住民族女性と子どもの多大な貢献を強調し、先住民族女兒と女性の教育へのアクセスを改善することを含め、包摂性の重要性を強調した。教材に先住民族の文化的多様性と歴史的背景を含めることは、社会に対する先住民族の建設的貢献について非先住民族の子どもが知るために極めて重要である。

13. **Ms. Rivera Zea** は、集団的権利と個人の権利を含め、先住民族女性に対するより良い理解を育てるために、国内の司法制度と先住民族司法との間の対話を始めることを勧告した。先住民族の集団的権利の重要性を強調しつつ、**Ms. Rivera Zea** は、ドメスティック・ヴァイオレンスに関するのみならず、性と生殖に関する健康と権利及びより幅広い健康への権利に関しても、先住民族女性の個人の権利の中心性も強調した。

14. **Riverview** 世界パートナーズの専務理事である **Josephine Cashman** は、オーストラリアの **Worimi** 女性として発言して、オーストラリアのジェンダー平等において遂げられた進歩にもかかわらず、先住民族女性は、二流市民として暮らし続けており、虐待と暴力の寛容を含め、否定的態度から生じる暴力と虐待の被害者であると述べた。オーストラリアの北方領土では、先住民族男性の四人の大多数が、普通、自分の妻、ガールフレンド、母親、または子どもに対して行われる重大な暴力の罪で服役している。**Ms. Cashman** は、致命的ではない家庭内暴力のための先住民族女性の入院の国内割合は、非先住民族女性の 35.7 倍である。北方領土では、その割合は、非先住民族女性と女兒の 86.5 倍にもなることを仮定す

れば、統計は一層ショッキングである。Ms. Cashman は、家庭内暴力の根本原因のいくつかを指摘し、犯人の個人的責任に基づいた取組みが推進されるよう要請した。

15. Ms. Cashman は、女性と子どもに対する暴力に対処することを目的としたいくつかのプログラムに言及した。Ms. Cashman は、暴力被害者の慢性的ニーズに応え、犯人を更生させるために適切な資金を配分し、地域社会のすべての人々の安全のために、犯人の暴力行為に対処する革新的で、持続可能なモデルを調べる必要性を強調した。これには、女性に対する暴力と闘うためのプログラム、被害者のための持続可能な雇用及びその他の社会サービスの確保、女性に対する暴力で有罪となった犯人の訓練と教育のような救済策が含まれるべきである。最後に、Ms. Cashman は、先住民族被害者が最も厳しい障害に直面する特に司法制度内で、文化的にふさわしいやり方で対応する警察の能力を考慮に入れ、進歩の地図を作成するために、データの蒐集を強化するプログラムを支援するよう国家に要請した。

16. Yiaku Laikipiak 信託事務局長の Jennifer Koinante は、社会一般及び先住民族社会内の女兒の社会化は、伝統文化の一部として女性と女兒に対する暴力を埋め込み受容していることを報告した。Ms. Koinante は、アフリカにおける女性に対する暴力は、インフラまたは安全保障がほとんどないかまたは全くない状況で強められていることを強調した。先住民族女性は、不相応に貧困状態にあり、地方レベルから国内レベルまであらゆるレベルで代表者を否定されている。

17. Ms. Koinante は、地方で直面する特別な障害に従って先住民族女性に対する暴力にどのように対処するかに関する勧告のいくつかを分かち合った。例えば、ケニアにおける一つの課題は、先住民族女性に対する暴力に対処する戦略とプログラムの立案と実施のために先住民族女性の参画を得た調整メカニズムの欠如である。意識の欠如が、先住民族女性から憲法で保証された権利を享受する機会を奪っている。さらに、先住民族に関する特別政策の欠如が、先住民族女性の問題が非先住民族女性の問題と一緒に扱われるという状況を生んでおり、分析の特異性と文化的感受性が失われている。高い非識字率も、社会的・政治的・文化的・経済的障害を助長している。こういった理由で、Ms. Koinante は、アフリカにおける先住民族女性に対する暴力を評価し、それによって、先住民族女性とその子どもとその社会のために暴力のない健全な環境を育成するために必要な変革を起こすよう地域を指導するために、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)と協働で行動するよう国連機関に要請した。

C. 人権理事会理事国、オブザーヴァー国及びその他のオブザーヴァー代表による発言

18. 対話中に、代表団は、先住民族女性と女兒に対する暴力が国際的な注意を引くに値する、広がった根強い世界的現象であるという点で合意した。先住民族女性と女兒に悪影響を及ぼしている暴力の形態には、女性性器切除、強姦、人身取引、強制・早期結婚、ドメスティック・ヴァイオレンス、殺害が含まれる。多くの代表団は、女性に対する暴力との闘いには、最高の政治的優先権が与えられるべきであると述べた。

19. 代表者の中には、先住民族、特に女性に悪影響を及ぼす構造的差別と貧困に対処する必要性を強調して、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」及びその精神に言及した者もあった。天然資源にもかかわらず、先住民族女性が貧困の中で暮らしている人々の中で不相応に数が多く、これは人種主義のみならず地理的・政治的周縁化の結果でもあることが強調された。その結果、先住民族女性は、暴力の高い危険を含め、重複する人権侵害にさらされている。発言者の中には、ホンデュラスの著名な先住民族女性で人権擁護者であった Berta Caceres の最近の殺害に言及する者もあった。

20. 先住民族女性と女兒は、複雑な形態の差別に直面し、これが非識字、固定観念、司法へのアクセスの欠如及びある種の文化的慣行のような様々な要因のために様々な形態の暴力にますます彼女たちをさらしている。発言者の中には、資源へのアクセスの欠如と抽出産業の行為も女性に対する暴力の規模に関連していることを指摘した者もあった。女性に対する暴力を拒否する価値観を幼い時から染み込ませるために、先住民族の子どもと青年のかかわりが重要な突破口として述べられた。

21. この状況の中で、代表者の中には、先住民族の権利を支援する国内戦略と国内計画または公約について報告した者もあった。

22. 慣習法と伝統を統合する包括的で部門横断的取組みの必要性が強調され、いくつかの関連する事例が分かち合われた。かなりの数の代表者たちが、先住民族の権利の明確な承認のような法的措置を報告した。

23. 代表者の中には、そのジェンダー平等計画と女性に対する暴力に関する計画に先住民族女性が含まれていることを指摘した者もあった。大勢の代表者が、識字を確保するための非正規教育に関するプログラムにより、教育措置と能力開発を通して女性をエンパワーすることを先住民族女性と女兒に対する暴力に対処する最高の措置と考えていた。教育を通して植民地主義によって引き起こされる害悪に対処し、家父長的で人種主義的な態度を崩すことが女性に対する暴力根絶の前提条件として述べられた。代表者の中には、女性と女兒に対する暴力を防止し、対処する努力に男性を関わらせることの重要性を強調し、既存のイニシアティブの例を提供した者もあった。ジェンダーに基づく暴力を根絶し、先住民族女性が自身の開発の担い手として行動できることを保障し、自分が指導し、天然資源を管理する能力を築くために、女性のエンパワーメントが政策に含まれるべきであることが繰り返し強調された。先住民族女性の経済的エンパワーメントに関わるプログラムも暴力の削減に効果的に寄与するものとして述べられた。

24. かなりの数の代表者が、危険にさらされている女性のための防止、早期介入または暴力を受けた女性のためのサービス対応を含め、女性と女兒に対する暴力をなくす際に先住民族社会を支援する具体的で、継続中の努力も報告した。

25. 保健に関しては、代表者の中に、農山漁村及び遠隔地での保健ケア、特に性と生殖に関する保健サービスへのアクセスを確保するために一層の努力を払う必要性を表明した者もあった。防止のための特別なツールに関して報告して、1人の代表者は、暴力と闘うために先住民族女性のための安全パッケージの採用に言及した。さらに、先住民族人権擁護者の保護を強化する必要性も極めて重要な関連問題と考えられた。

26. 数多くの代表者が、加害者の説明責任の確保が優先問題であるとの見解を強調した。この点で、代表者の中には、フェミサイドの犯罪化のように、女性に対する暴力に対処するために確立された犯罪規定を利用することにより、先住民族に対する暴力に対処する特別な戦略を強調した者もあった。

27. 一人の代表者は、数多くの行方不明や殺害された先住民族女性と女兒の国の公的捜査の確立のようなこの問題に対処するための制度的手段に関して報告し、また別の代表者は、先住民族女性と女兒に対する暴力への対応の異なった側面(教育、危険評価、初期対応、法的プロセス、被害者の安全と支援に関する側面のような)を調整するための新しい政府の部局の創設を報告した。

28. 司法に関しては、あるグループの先住民族女性に対してジェンダーに基づく暴力を働いた非先住民族の加害者の刑事司法権の欠如が、刑事責任免除の原因として明らかにされた。この格差を克服するために、代表者の中には、部族を認めることによって国内法を制定し、部族裁判所で非先住民族犯人を訴追する司法権を与えることが極めて重要であることを強調した者もあった。これら法律を効果的に実施するために、部族との協力も重要であると考えられた。

29. 最後に、軽犯罪のために世界中で刑務所にいる先住民族女性の数があまりにも多いことに懸念が表明された。従って、代表者たちは、この問題と刑務所職員によるものを含め、拘禁されている女性に対する暴力と差別の問題に対処するよう国家に要請した。

D. パネリストによるまとめ

30. パネリストたちは、女性と女兒に対する暴力と差別の構造的要因に対処する包括的取組みの必要性に関して合意した。

31. 「2030 アジェンダ」の枠組を想起して、パネリストたちは、先住民族女性と女兒に対する暴力が、貧困、教育、ジェンダー不平等、水の利用可能性、気候変動及び平和な社会の推進にも直接的に関連していることを強調した。不平等と社会的・文化的分断と格差を減らし、誰も取り残さないという「2030 アジェンダ」の約束を果たすためには、先住民族女性と女兒は、「アジェンダ」の実施に中心的役割を果たさ

なければならない。「アジェンダ」の重要性は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶を通してジェンダー平等を達成し、すべての人々つまり男女の平等な権利を支持するために表明された政治的意思と公約に基づいている。

32. この状況内で、パネリストたちは、国家には先住民族女性と女兒に対する暴力を根絶する責務があることを強調した。この責務を実現するために、第一の重要な手段は、すべての差別法を速やかになくすことである。

33. 一つの主要な課題は、先住民族文化が、解決とインスピレーションの源ではなく、しばしば問題と見なされるという事実である。この点で、パネリストたちは、先住民族女性に対する人種主義と人種差別を撤廃し、国のプログラムを通して政治参画と経済的エンパワーメントを含めた生活のあらゆる領域で先住民族女性と女兒をエンパワーする際の教育の重要な役割を強調した。

34. 国際レベルで取ることのできる行動に関しては、勧告には、先住民族女性と特別手続きと女子差別撤廃委員会を含めた人権メカニズムとの間の交流の強化が含まれた。そのような協力は、明らかにされた好事例を強化し、関連する法的に拘束力のある規範に対する意識を高める手助けができよう。パネルは、国際レベルで先住民族女性に対する暴力を通報し、対処する強力なツールとして、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の「選択議定書」の下での個人の通報手続きに言及した。さらに、人権メカニズムについての情報とそのようなメカニズムと交流する際の経験を分かち合う場として、先住民族弁護士の間ネットワークが提案された。

35. 司法を確保するために、先住民族の基準と習慣に配慮した国内法制度を採用し、実施すること及び国内司法と先住民族司法との間の統合力を確保することが勧められた。この努力において、人権責務を守ることを保障し、すべての先住民族、特に女性のために司法へのアクセスを保証することに絶えず注意が払われなければならない。

36. データに関しては、パネリストたちは、ほとんどの国がジェンダー別・民族別データのような適切なデータ収集プロセスを有していないことを想起した。従って、人権の享受のより効果的な監視を支援するために、データ収集を改善し、先住民族に関する調査を強化する緊急の措置が必要とされた。

37. パネリストたちは、この問題への人権理事会の注意が歓迎すべき発展であると結論付け、先住民族女性のリーダーシップと参画のために支援を高めることを要請した。

38. 司会者は、この歴史的討論に対してパネリストたちに感謝し、世界で女性がさらに傑出した役割を果たすならば状況は先住民族のために改善するであろうと強調することによって締めくくった。司会者は、個人及び集団の責務として、参加者たちがこの領域で作業を継続するよう要請した。

III. 女性の人権と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」

39. 第二のパネル討論は、国連社会開発調査研究所の事務局長 Paul Ladd が司会を務めた。パネルは、女性と女兒のためのオーストラリア大使 Natasha Stott Despoja、国際貿易センターの事務局長 Arancha Gonzalez、ジャワハーラル・ネルー大学経済学企画センターの経済学教授 Jayati Ghosh、世界女子青年基督教協会的女子青年コーティネーター Vanessa Anyoti より成った。

A. 国連人権副高等弁務官によるステートメント

40. 開会演説で、副高等弁務官は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」は、変革的で、権利に基づいた、人権の単一性の重要性に対するあかしであると述べた。これは、その「目標」全体にわたって統合され、その優先事項において不可分であり、成就の夢において相互に関連しており、加盟国を超えて広がるアジェンダであり、議員、学界と科学社会、市民社会、民間セクター、国際社会及び国連システムというすべての利害関係者に対する約束である。これは、国連によって行われたこれまでで最大の公的協議の結果でもある。

41. 「ミレニアム開発目標」の成功を称賛しつつ、副高等弁務官は、その実施期間中の深まった不平等を強調し、その不平等を複雑化する恐れのある現代社会の数多くの移行に留意した。副高等弁務官は、現在、脆弱性、不安定性、貧困及び紛争が、若い人々の地理的配分の道を敷いていることを指摘した。現在の若者の世代が、これまでで最大であり、2030年までに高齢者の世代もこれまでで最大となることに留意すると、人口の年齢におけるコントラストが、特権、機会、尊厳の配分を反映している。副高等弁務官は、これからの15年にわたって、人々は紛争または破壊的な貧困に強制され、または移動によって示される機会の約束の下で移動するであろうことも指摘した。そのような現実には、新しい重点を都会の中心部に向けるであろう。

42. 副高等弁務官は、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」には多くの約束事があるが、その野望に釣り合うリーダーシップと投資がなければ何にもならないであろうことを強調した。女性の人権は、数え切れぬほど侵害され続けているので、女性にとって、「2030 アジェンダ」の緊急性は、いくら強調しても強調し過ぎることはない。副高等弁務官は、ジェンダーに基づく暴力の驚くほどの高い割合と妊産婦死亡と罹病の受容できないほどの割合に言及したが、この双方がこれら侵害の予防できる性質を指摘している。副高等弁務官は、子ども結婚と HIV に感染し、エイズで亡くなることに対する不相应な脆弱性の例を引用して、思春期の女兒の権利に関連してその懸念を強調した。副高等弁務官は、性と生殖に関する健康と権利及び尊厳の慣れ親しんだ問題について思春期の女兒との公開の対話を要請した。女性が未だに数が少ないリーダーシップにおけるジェンダー同数に関しては、副高等弁務官は、これは数のゲームではなく、ジェンダー平等に対する説明責任を追跡し認め、「2030 アジェンダ」の成功にとって極めて重要な女性の参画を確保するツールであることを強調した。副高等弁務官は、障害者の権利委員会の専門家委員の国連加盟国による最近の選挙で、女性が委員会に1人も選出されなかったことに特に懸念を抱いて留意した。

43. 副高等弁務官は、女性の参画と若い人々、先住民族、マイノリティまたは障害を持つ女性を含めた排除されている人々に発言権を与えることの重要性を強調した。副高等弁務官は、その構造を反省し、女性のリーダーシップの人口学を変えるようにも団体に要請した。意識しない偏見に対処することの重要性を強調して、副高等弁務官は、時には文化や伝統に言及することにより正当化される有害なジェンダー固定観念を崩す必要性を強調し、女性、特に女兒が経験する残酷な行為を正当化するためにいかなる文化も伝統も引き合いに出すことはできないことを指摘した。この問題に関する進歩の例として、副高等弁務官は、サハラ以南アフリカ全体にわたって、何千もの地域社会が、女性性器切除は文化的完結性の基本ではないことを認めることにより、そのような慣行をなくすことに同意したことを強調した。

44. 副高等弁務官は、人権理事会及び実にすべての国連機関は、「2030 アジェンダ」を推し進める際にユニークな役割があることを指摘した。加盟国と国連の国別事務所との間のパートナーシップは、「アジェンダ」の約束を果たす際の重要な要因である。副高等弁務官は、「持続可能な開発目標」を構成している17の「目標」と169のターゲット及び230の指標の野心を要約する詩的レンズとして、「私には夢がある」というマーティン・ルーサー・キングの演説のタイトルを引用した。副高等弁務官は、「アジェンダ」が提供しているユニークな機会を利用するようすべての人々に要請した。

B. プレゼンテーションの全体像

45. 国連社会開発調査研究所の所長として、パネルの司会者 Paul Ladd は、無償労働と女性に対する暴力のような問題に重点を置いて、ジェンダーと開発に関して研究所が行ってきた関連するジェンダーと開発調査に言及した。

46. 司会者は、「ミレニアム開発目標」の遺産に基づいているのみならず、より多様で相互に関連する問題に取り組んでいる野心的な「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を採択することへの公約に関して各国に祝いを述べたが、これは、誰も取り残さないという満場一致の公約を持つ普遍的なアジェンダである。

47. 女性と女兒の権利の成就是、彼女たちがかなりの人権侵害に直面しているので、「2030 アジェンダ」の重要な柱である。女性と女兒のエンパワーメントを支援し、政治的にまた財政的に彼女たちに投資することは、すべての「持続可能な開発目標」の達成にとっての投資である。Mr. Ladd は、貿易と知的財

産権に関する国家の政策が「2030 アジェンダ」の下でのその公約を尊重することを保障することが、一つの課題であると付け加えた。

48. 女性と女兒のためのオーストラリア大使 **Natasha Stott Despoja** は、「2030 アジェンダ」の中で、ジェンダー平等が基本的人権であり、すべての開発目標にわたる進歩の牽引力であることを指摘した。ジェンダー平等は、「目標 5」の唯一の重点であり、他の目標に統合されている。従って、「持続可能な開発目標」は、土地と財産のような経済資源における平等権、和平プロセスと国造りに関連する平等なリーダーシップの機会、ジェンダーに基づく暴力、子ども結婚、女性性器切除の撤廃に関連するものを含め、真の進歩を遂げるための可能性を持つ。経済的・社会的移行とグローバル化を含めた世界の傾向は、新しい機会のみならず、正規の労働市場で数が少なく経済資源へのアクセスが少ない女性に危険も生み出している。**Ms. Stott Despoja** は、危機、紛争、気候変動が女性と女兒に与える不相应なインパクトも指摘した。**Ms. Stott Despoja** は、これら課題に対処するには対象を絞った、ジェンダーに配慮したプログラムが必要であるし、意思決定の地位により多くの女性を確保し、変革の積極的担い手として彼女たちに投資し、労働市場、教育、保健及びその他の領域でのジェンダー格差を埋める努力も必要であることを強調した。**Ms. Stott Despoja** は、女性と女兒に対する暴力の驚くほどの害悪をなくすことを要請した。

49. ジェンダー平等を実現するために、一致した、調整された、維持される努力が極めて重要である。人権を推進・保護するという国のコミットメントは、女性の貢献が極めて重要である民間セクターと市民社会を含め、あらゆるセクターにわたる強力なパートナーシップと同様に、「持続可能な開発目標」の実施にとって必要とされる。**Ms. Stott Despoja** は、ジェンダー平等に関する政策と組織的な監視・評価努力の効果的実施を支援する堅固なデータの重要性を指摘した。

50. **Ms. Stott Despoja** は、仕事の状況での妊娠に基づく差別に関連して表明されたある懸念に応え、これは多くの国々で共通することであると述べた。**Ms. Stott Despoja** は、この点で、女性に対する暴力に関連して、文化的改革と法的改革の必要性を強調した。紛争と人道の場では、暴力から女性と女兒を保護する措置のみならず、その性と生殖に関する健康と権利が尊重され、認められる必要性もある。**Ms. Stott Despoja** は、ジェンダー平等へのコミットメントの重要なしるしとして、女性と女兒のための大使の地位を確立するよう各国に要請した。

51. 国際貿易センターの事務局長である **Arancha Gonzalez** は、「ミレニアム開発目標」の下で女性のエンパワーメントにおいて重要な前進が遂げられたが、不平等が根強く続いていることを説明した。労働市場に重点を置いて、**Ms. Gonzalez** は、女性が貧困の中で暮らしている人々の間に未だに数が多いことを指摘した。**Ms. Gonzalez** は、女性は世界の労働力の 3 分の 2 を占め、世界の食糧の半分を生産しているが、彼女たちは、世界の所得の 10%しか稼いでおらず、世界の財産の 1%しか所有していないことも指摘した。全世界で貧困の中で暮らしている 10 億人の人々の中で 60%が、一日 1 ドル未満で暮らしている女性である。国際労働機関によれば、約 100 カ国が、女性の経済機会に少なくとも一つの法的制限を課しており、80 カ国が、女性が行うことのできる職の型を制限しており、15 カ国が未だに職を受け入れる法的要件として夫の許可を要求している。

52. 他の発言者と同様に、**Ms. Gonzalez** は、ジェンダー平等は、「持続可能な開発目標 5」についてだけでなく、「目標」のどれを達成することにとっても極めて重要であることを強調した。特に女性の経済的エンパワーメントは、「2030 アジェンダ」の極めて重要な要素である。有償の経済への女性の参画は、家族と社会全体に利益を与え、貧困削減にかなりの効果を持つ。

53. **Ms. Gonzalez** は、国際貿易への女性の参画を奨励する世界的公約の例として、国際貿易センターによって行われている **#SheTrades** キャンペーンに言及した。このキャンペーンには、データ、公共政策、政府の調達、女性に対する供給網の制約、金融へのアクセス及び女性の土地所有権のような領域に重点を置いて、2020 年までに、100 万人の女性起業家を市場に連れて行くという公約が含まれている。討議中に行われた発言に応じて、**Ms. Gonzalez** は、分類データを収集すること及び女性の経済的エンパワーメントに関する進歩を含め、指標を通して進歩を測定することの重要性を強調した。**Ms. Gonzalez** は、

多くの公共政策が、女性の参画がしばしば極めて少ない議会で作成されることを強調し、政治機関への女性の代表者数のもっと高い割合を確保する努力を要請した。

54. ジャワハール・ネルー大学の経済学企画センターの経済学教授である Jayati Ghosh は、ジェンダー平等に関する「目標 5」とより幅広く不平等を減らすことに関する「目標 10」との間の相互関連性にその発言の重点を置き、後者に関する同時進歩がなければ前者も達成できないことを指摘した。この点を詳しく説明して、Ms. Ghosh は、女性に対する暴力の根絶、女性の無償労働への対処、財産と経済資源の領域での平等の確保という「目標 5」の 3 つの特別なターゲットに重点を置いた。Ms. Ghosh は、この 3 つのターゲットを「目標 10」のいくつかのターゲット、つまり機会均等と結果の平等、さらなる平等のための財政的・社会的保護政策、世界の金融市場と機関の規制、移動及び開発途上国のための特別な差異のある待遇の原則の実施というターゲットと関連付けた。必要な財政的・政策的スペースを確保することにより、「目標 5」のターゲットに達するために必要な措置を「目標 10」のターゲットの下に敷いていることを強調して、Ms. Ghosh は、現在の世界の金融構造では、「目標 10」のターゲットは達成される可能性が大変に低いという見解を表明した。

55. この観点を説明して、Ms. Ghosh は、現在の政策は人権よりも企業の権利を優先し、緊縮(女性の無償労働を増やす)を優先し、国々が漸進的政策を設置するために必要な財政的・政策的スペースを制限することに普通役立つことを指摘した。こういった政策は、世界中で反移動者感情をあおる社会的分裂も助長する。「目標 10」は、政府がより幅広い世界力学として直面している障害をはっきりと認めずには達成できないであろう。

56. 討議中に提起された発言に応じて、Ms. Ghosh は、各国政府は自国民または他のいかなる国にも財政緊縮策を押し付けたり、強制したりせず、サービスと社会保護への公共支出を優先し、国民よりも会社や企業に特権を与える知的財産権の強化を要求する経済的パートナーシップ協定を折衝したり署名したりせず、政策の内容の変化を強調して単に象徴的な措置を取ったりお世辞を言ったりしないよう勧告した。最後に、人権理事会は、分裂的政治力と不安定を生じさせることに繋がることもある正式の宣言と人々が自分で認識した現実との間のギャップの破壊的な政治的意味合いに気づくべきである。

57. 世界基督教女子青年協会的女子青年コーディネーター Vanessa Anyoti によれば、持続可能な開発は女兒と女性の能力と福利への投資にかかっている。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に対する人権の中心性を仮定して、Ms. Anyoti は、「持続可能な開発目標」の完全実施が、すべての人々の人権に対する完全な尊重を意味することを強調した。この状況内で、人権議論が包摂的で、若い人々を含めたすべての母集団を完全に代表するものであることを保障することが極めて重要である。Ms. Anyoti は、国連の人権メカニズム、作業方法、成果に関するものを含めた知識を高めるための若い人々の間の意識啓発と能力開発の必要性を強調した。こういった行動は、若い人々が「持続可能な開発目標」の遵守を監視する際にその役割を認識させるために極めて重要である。

58. Ms. Anyoti は、「持続可能な開発目標」のための計画と戦略の立案と実施に若い人々を含めることは、より包摂的な開発にとって極めて重要であることを強調した。これを実現するために、若い人々は、技術支援とインフラ及び ICT の完全利用へのアクセスを得るべきである。Ms. Anyoti は、正確な基本データと「目標」の実施に関するデータをすべての人々にアクセスでき利用できるものにする必要性を強調して、「目標」の実施における透明性の重要性を強調した。すべての宗教社会の支援とコミットメントがジェンダー平等達成のカギであり、従って、Ms. Anyoti は、宗教の原則に沿っていないまたは若い女性と女兒の尊厳を傷つける文化的または宗教的慣行を再評価するよう宗教を基盤とした指導者と行為者に要請した。Ms. Anyoti は、現在の世代の若い人々が、気候変動を解決できる最後の人々であることを指摘し、ジェンダー平等に与えるそのインパクトを述べることによって締めくくり、これに関する討議に若い人々を含めることを要請した。

59. 討議中に提起された、いくつかの問題に応じて、Ms. Anyoti は、青年に優しい料金が手頃なサービスを含め、性と生殖に関するサービスの重要性を強調した。Ms. Anyoti は、「2030 アジェンダ」のあらゆるレベルの実施に若い人々を含めること、完全なパートナーとして彼らと相談することの重要性も強調した。

C. 理事国、オブザーヴァー国及びその他のオブザーヴァーの代表者による発言

60. その発言の中で、代表者たちは、権利に基づく取組みで、持続可能な開発の環境、経済、社会という3つの側面すべてを統合している「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を強く支持した。大勢の代表者が、ジェンダー平等に関する目標を強調し、すべての地域にわたって、男女間の平等の達成に対して多くの課題が残っていることを認めた。代表者たちは、ジェンダー平等を推進し、「目標 5」の実施を通して、また変革的で実体的な変化を達成するために「2030 アジェンダ」全体を通して、女性の権利を主流化することにより、女性差別と闘うというその公約を表明した。

61. 大勢の代表者たちは、女性と女兒は世界人口の半数以上を占めているにもかかわらず、政治的意思決定と経済開発への女性の参画が未だに限られていることを残念がった。代表者たちは、社会・経済領域での女性と女兒のエンパワーメントとあらゆるレベルの意思決定への女性のリーダーシップと参画を強化することを要請した。代表者の中には、草の根の介入、クオータ制の適用、ジェンダー平等の達成を監視するための国内レベルでの献身的なメカニズムの設立に重点を置くことを含め、そのようなエンパワーメントを可能にするための提案を分かち合う者もあった。ある国の代表者は、民間セクターの重役会に女性の数を増やし、地位の高い意思決定または管理職に女性の数を増やすための委員会の創設も提案した。少額貸付プログラムも、女性の経済的エンパワーメントを高めるための一つの措置として強調された。

62. 代表者たちは、完全な可能性に到達するためのみならず、地域社会と国の利益のために、女性と女兒のための質の高い教育を確保することの重要性にも言及した。ICT の利用は、エンパワーメントと教育機会に火をつける重要な手段であると述べられた。代表者たちは、科学を勉強するすべての女兒に中等・高等レベルで完全な奨学金の授与、男女のための起業と革新の訓練活動とワークショップ、リーダーシップ教育・幼児発達教育・ジェンダーに配慮した教育のような戦略的イニシアティブに関して報告した。

63. 代表者の中には、性と生殖に関する健康と権利の実現に関する問題に重点を置いた者もあった。この点で、代表者たちは、この領域での女性と女兒の人権の継続する侵害とそのような侵害の厳しい結果を強調した。性と生殖に関する健康に関連した権利を確保する国家の責務が特に留意された。

64. 大勢の代表者たちは、すべての地域での継続する女性と女兒に対する暴力に言及し、サーヴィスと権利にさらなる障害となる危機と紛争が女性と女兒に与える不相応なインパクトを想起した。公的・私的領域での女性と女兒に対する暴力という世界的な流行病を根絶することは、多くの国家にとっての緊急の優先事項とされ、この点で多くの好事例が分かち合われた。代表者の中には、フェミサイドを含め、女性に対する暴力を犯罪化する努力に言及した者もあった。女性と女兒に不相応なインパクトを与えているサイバーいじめの問題も、法律が制定される新しい領域として強調された。

65. 代表者の中には、「2030 アジェンダ」を実施しつつ、先住民族女性、難民女性、障害を持つ女性、レズビアン・バイセクシュアル・性同一性障害の女性を含めた周縁化されたグループの女性に特別な注意を払うことの重要性を強調した者もあった。

66. ジェンダーに配慮した分類データの蒐集も、優先事項と考えられる。代表者の中には、「持続可能な開発目標」の実現で誰も取り残さないという公約を追跡しつつ、国内の現実を反映する政策を開発するために、ジェンダー及びその他の関連要因別の分類データの必要性に言及した者もあった。ジェンダーに対応した予算編成、能力開発または統計局の強化も、人権に配慮した指標の必要性と同様に極めて重要であると考えられた。

67. 代表者の中には、ジェンダー平等に関する規範的な法的・政策的枠組みを強化する必要性を認めた者もあった。この点で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「北京宣言と行動綱領」が重要な参考文献である。ある地域条約も、女性の権利を推進し、女性に対する暴力に対処するという集団的コミットメントを反映している。代表者の中には、それぞれの国でのジェンダー平等法と枠組の採択を女性差別の撤廃に向けて作業するための重要な手段として強調した者もあった。そのような努力

には、女性の経済的エンパワーメントに重点を置き、あらゆるレベルでの女性の参画を高め、ジェンダー固定観念の否定的インパクトと取り組む戦略が含まれる。代表者たちは、新しい法律と政策の採択に関連して、女子差別撤廃委員会の勧告を実施する努力に関しても報告した。

68. かなりの数の代表者たちが、条約機関、特別手続き及び普遍的定期的レビューのような人権メカニズムの重要な役割と人権責務に従って「2030 アジェンダ」を実施ために国家を支援する際の OHCHR の作業に言及した。

D. まとめ

69. このパネル討論は、かなりの課題が「持続可能な開発 2030 アジェンダ」によって対処されるべく残ってはいるが、「ミレニアム開発目標」の成功を想起する機会を提供した。パネルのメンバーは、女性の権利に向けた進歩は祝われるべきではあるが、ジェンダー格差を埋め、不平等を減らし、差別を撤廃し、女性と女兒に対する暴力と闘うためにさらなる努力が必要とされることを再確認した。

70. 司会者は、貧困、紛争、雇用へのアクセス、無償労働、金融へのアクセスの欠如、性と生殖に関する健康と権利、政治参画、暴力及び虐待に関連する女性と女兒に不相応に悪影響を及ぼす多くの深刻な人権問題を強調した。金融、貿易、知的財産権、移動性及び移動者を含めた国境を超える問題も考慮に入れられる必要がある。これら問題に対処する多国間及び地域レベルの協力が、従って、極めて重要である。

71. まとめの中で、パネリストたちは、改善されたデータ収集の重要性を強調した。統計局へのさらなる投資が、データを分類する強化された能力と同様にデータの測定にとって極めて重要である。パネリストたちは、データを収集し、ジェンダーの側面を分析することに対して障害に直面している国々に技術的・財政的支援をすることが優先事項と考えられるべきであるという点でも意見が一致した。より良い情報は、進歩を評価し、説明責任を支持して、「持続可能な開発目標」の実施の監視にとって極めて重要であろう。

72. 女性に対する暴力の撤廃、女性の経済的エンパワーメント、無償労働に対処すること、女性に対するあらゆる形態の差別を除去することに関連するターゲットは、「目標 5」の下で取り組むべき重大な課題であると述べられた。17 の「目標」全体にわたって包括的にこれらターゲットを達成すること及びジェンダーに配慮した視点で「持続可能な開発 2030 アジェンダ」全体を実施することは、「2030 アジェンダ」の約束を果たすことにとってのカギである。

73. 開発に関する地域協力は、「2030 アジェンダ」に利益を与えるために国々と地域にわたってパートナーシップを生み出す中心であり、基本であると考えられた。

74. パネリストたちは、集団的に、「2030 アジェンダ」を進めるために、周縁化されたグループの声に特に重点を置いて、包摂的なプロセスを設置するよう各国に要請した。普遍的定期的レビューと特別手続きを含めた人権理事会とそのメカニズム及び条約機関は、ジェンダーと人権の視点を持って「2030 アジェンダ」の実施において国家を支援する際に役立った。この点で、人権理事会の青年フォーラムの開始も、特に若い人々の多様な声の包摂を確保する効果的なボトム・アップの取組みの例として述べられた。

75. 最後に、パネルは、野心的で、包括的で人々を中心とした一連の普遍的で、変革的な目標とターゲットとして、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」を満場一致で認めた。「2030 アジェンダ」は、従って、世界のすべての部分で開発を推進する大変に大きな機会である。

第 33 回人権理事会採択決議

付添いのない移動する子どもと思春期の若者と人権 (A/HRC/33/L.13)

人権理事会は、

すべての人間は尊厳と権利において平等に生まれついており、誰でも、特に人種、肌の色、性、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国籍または社会的出自、財産、出生またはその他の地位に関していかなる差別もなく定められているすべての権利と自由への資格があることを宣言している「世界人権宣言」を再確認し、

「市民的・政治的権利国際規約」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」及び子どもの売買・子ども買春・子どもポルノに関するその「選択議定書」、「国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身売買を防止し、抑制し、罰するための議定書」、「国際組織犯罪防止条約」を補う「陸路・海路・空路での移動者の密輸を禁止する議定書」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「障害者の権利に関する条約」、「領事関係に関するウィーン条約」、「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」、「教育差別禁止条約」、「難民の地位に関する 1951 年条約」とその「1967 年議定書」及び国際労働機関の「最悪の形態の子ども労働条約、1999 年(第 182 号)」を想起し、

移動者の人権の保護に関する総会の以前のすべての決議、特に、2014 年 12 月 18 日の決議 69/187 のような付添いのない子供と思春期の若者の状況に関連する決議、移動者の人権に関する人権理事会の決議、特に 2015 年 7 月 1 日の決議 29/12、移動者の人権と基本的自由の状況に関して報告してきた理事会の様々な特別メカニズムの作業、「移動の新傾向：人口学的側面」と題する 2013 年 4 月 26 日の人口開発委員会決議 2013/1、2013 年 10 月 3 日に採択された「国際移動と開発に関する高官対話宣言」も想起し、

高い脆弱性を持つ子どもの状況の分析を示している付添いのないまま移動する子どもの世界的問題に関する諮問委員会の進捗報告書⁷²に留意し、

移動者の人権に関する特別報告者の作業、特にマンデート保持者が移動する子どもと思春期の若者の人権に対処し、そこに含まれている勧告に相当に配慮するよう各国に勧めている報告書、及び国際移動の状況でのすべての子どもの権利に関する 2012 年の子どもの権利委員会の一般討論のみならず、この問題に関する一般コメント第 6 号(2005 年)を含め、出生国の外にいる付き添いのない、離別した子どもの扱いに関連する子どもの権利委員会の作業にも留意し、

「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」の移動者の保護のための国際制度への貢献を認め、

2016 年 9 月 19 日にニューヨークで開催された難民と移動者の大移動への対処に関する高官本会議の召集を歓迎し、

国連人権高等弁務官事務所が経由中の移動者の人権状況を分析し、人権問題を強調し、付き添いのない子供と思春期の若者、女性と女兒を含めた経由中の移動者の重要な保護格差に対処することを目的として勧告を行っている「経由中の移動者の状況」と題する事務所の報告書⁷³に留意し、

移動者、特に重複する原因のために故国を逃れまたは離れることを強いられ、付添いがなくまたは家族と離別し移動のルートで様々な危険に直面している子どもと思春期の若者の状況について重大な懸念

⁷² A/HRC/33/53。

⁷³ A/HRC/31/3。

を表明し、連帯と地域・国際協力の枠組内で効果的で持続可能な解決策を見いだすために協力するよう、送り出し国、経由国、目的国に要請し、

しばしば最も基本的なニーズを含め、多くの付添いなしで移動する子どものニーズの保護と支援がまだ満たされていないという事実を懸念し、

必要な査証なしで国際的な国境を渡ろうとする時、脆弱な状況にある移動する子どもと思春期の若者は、彼らの身体的・情緒的・心理的健康と福利を脅かす深刻な人権侵害と虐待にさらされるかも知れず、旅の途中で窃盗、人身取引、脅し、身体的虐待、密輸及び強制労働を含めた人身取引及び性的搾取と虐待を含めた犯罪と人権侵害にもさらされるかも知れないという事実を深く懸念し、

世界的な開発枠組に初めて移動が含まれた「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の総会による採択⁷⁴を歓迎し、「2030 アジェンダ」の実施が移動の根本原因のいくつかに対処する際に良好なインパクトを与えることができ、従って強制移動を減らし、移動が選択肢であるという状況を生じさせることを認め、これら目標を達成する際に、国際協力の重要性を認め、

国際法に従って、移動者の権利を推進し、保護し、尊重する責務の成就において、送り出し国、経由国、目的国がさらなる国際協力から利益を受けることができるとい事実を念頭に置き、

1. 適宜、国内法、相当のプロセス、「子どもの権利に関する条約」とその「選択議定書」の関連規定の下で適用できるように、付添いなく移動する子どもと思春期の若者の福祉と最高の利益を推進するという重要な目的として、国家が、法的支援を含め、適宜、子どもに優しい領事支援を提供できるように、「領事関係に関するウィーン条約」に述べられている領事の通告とアクセスの責務に従うように家族の再統合を促進するよう送り出し国、経由国、目的国に要請する。

2. 主たる配慮の問題として子どもの最高の利益の原則を考慮に入れ、特に自分の国への帰還プロセスを含め、いつでもそのニーズを念頭に置き、任意またはその他であろうと、帰還のいかなる型においても適用できる国際法に従ってノン・ルフールマンの原則が尊重されることを保障し、子どもの権利を推進し、保護し、尊重するよう各国を奨励する。

3. 移動する子どもは、恣意的逮捕または恣意的拘禁を受けてはならないことを各国に思い出させ、個々の子どもの人権を尊重し、主たる配慮の問題として、子どもの最高の利益を考慮に入れるよう各国を奨励する。

4. 入国管理政策が、国際法の下での責務に沿っていることを保障し、重大な人権侵害と虐待、その他の虐待と搾取のみならず、付添いがなく移動する子どもの密輸と人身取引のような重大犯罪に対処するためにあらゆるレベルで協力と調整を高める手段を取ることで、差別なく、すべての移動者の人権を推進し、保護するようすべての国々に要請する。

5. 送り出し国、経由国、目的国により、課題と好事例と付添いなく移動する子どもたちと思春期の若者の人権を保護しようとするあらゆるレベルの合同の努力の可能性を明らかにすることを目的とする「付添いなく移動する子どもたちと思春期の若者と人権」というテーマに関するパネル討論を、第 35 回会期に開催することを決定し、このパネル討論への参加を促進する目的で、関連国連機関、基金、計画、条約機関、人権理事会の特別手続、国内人権機関及び市民社会を含め、各国とすべての利害関係者と連絡を取るよう国連人権高等弁務官に要請する。

6. 概要という形態で、このパネル討論に関する報告書を準備し、第 36 回人権理事会にそれを提出するよう人権高等弁務官に要請する。

7. 2016 年末に仕上げが予定されているすべての移動労働者とその家族の権利保護委員会と子どもの権利委員会によって現在行われつつある作業を特に考慮に入れることにより、より情報を得た作業ができることを目論んで予定表を延長するよう、第 16 回諮問委員会によってなされた要請に留意し、

⁷⁴ 総会決議 70/1。

付添いなく移動する子どもと思春期の若者と人権の世界的問題に関する最終報告書を第36回人権理事会に提出するよう諮問委員会に要請する。

8. 付添いなく移動する子どもと思春期の若者の状況と、この問題が彼らの人権の完全享受に与えるインパクトに継続して相当に配慮し、これに関して継続して報告するよう、それぞれのマנדート内で人権理事会の特別手続に勧める。

9. この問題に取り組み続けることを決定する。

人権問題としての5歳未満の子どもたちの予防できる死亡と罹病 (A/HRC/33/L.20)

人権理事会は、

人権問題としての5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病に関する2013年9月26日の決議24/11と2014年10月2日の決議27/14及び人権委員会と理事会と総会の子どもの権利に関するその他のすべての関連決議を想起し、

すべての人権は普遍的で、不可分で、相互に依存し、相互に関連していることを再確認し、開発への権利を含め、万人の人権の完全かつ効果的な享受を確保する必要性を認め、

5歳未満の590万人以上の子どもが毎年亡くなり、ほとんどが、統合された質の高い妊産婦・新生児・子ども保健ケアとサーヴィスへのアクセスの不適切さまたは欠如、早期出産、並びに安全な飲用水と下水道、安全で適切な食糧と栄養へのアクセスの不適切さまたは欠如のため、予防でき、治療できる原因で亡くなっており、死亡率は、最も貧しく、最も周縁化された地域社会に属する子どもの間で最も高いことを深く懸念し、

子ども死亡率の減少において遂げられた進歩にもかかわらず、1990年から2015年までで、子どもの死亡率を3分の2減少させるという「ミレニアム開発目標4」が達成されず、もし現在の傾向が続くならば、2030年までに新生児死亡の割合が増加すると予想される状態で、新生児の死亡が比較的ゆっくりと下がっていることも深く懸念し、

「持続可能な開発2030アジェンダ」⁷⁵の採択を歓迎し、5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病を減少させるには、5歳未満の新生児と子どもの予防できる死亡をなくすためのターゲット3.2を含め、「2030アジェンダ」全体にわたる努力が必要であることを認め、

5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病の減少と撤廃に関連して、国連とその専門機関、基金及び計画による作業を認め、この点で、「女性・子ども・思春期の若者の健康のための世界戦略(2016-2030年)」と「独立説明責任パネル」の設立に留意し、

子どもの死亡と罹病の底辺にある原因に対処する時、女性と女兒の教育とエンパワーメント及びジェンダー不平等のインパクトが果たす役割も認め、

国家が、いかなる種類の差別もなく、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への子どもの権利を確保するあらゆる適切な措置を取るべきであり、そうする際に子どもの最高の利益によって導かれるべきであり、その発達する能力に従って、子どもに影響を及ぼすすべての問題と決定への子どもの意味ある参画を確保し、5歳未満の子どもの死亡と罹病の防止に関連する両親またはケア提供者の権利、責務、責任を念頭に置き、この分野での国際協力を強化することにより、到達できる最高

⁷⁵ 総会決議70/1。

の水準の健康への子どもの権利の完全実現を達成するためにできる限り最大限の利用できる資金の配分を確保する手段を取るべきであることを再確認し、

5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病に繋がる要因が、開発途上国では特に厳しいこともあることを認め、

予防できる子どもの死亡と罹病を減少させ、撤廃することへの人権に基づく取組みが、特に平等と非差別、参画、持続可能性、透明性、子どもの最高の利益、国際協力及び説明責任の原則によって支えられる取組みであることを認め、

1. 5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病を減少させ、撤廃する政策とプログラムへの人権に基づく取組みについての技術支援の実施に関する国連人権高等弁務官の報告書に感謝と共に留意する。

2. 技術ガイダンスを普及し、5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病をなくすことを目的とする法律、政策、プログラム、予算、救済策と補償のためメカニズムの立案、実施、評価、監視に適宜それを適用するよう各国に要請する。

3. 特に地域社会と家庭で、質の高い妊産婦、新生児、子ども保健ケアとサービスの統合された管理を達成する努力を規模拡大することを含め、5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病を削減し、なくすための人権に基づく取組みを採用し、5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病の主要原因に対処する行動をとるよう各国に要請する。

4. 貧困、栄養不良、有害な慣行、暴力、汚名と差別、不安定な家計と環境、安全な飲用水と下水道の欠如、アクセスでき、料金が手頃で、質が高く、適切な保健ケア、サービス、薬剤及び予防接種の欠如、幼児期の病気の発見の遅れ、低レベルの質の悪い教育のような5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病の相互に関連する根本原因に対処するために、「2030 アジェンダ」の実施に相当に配慮して、あらゆるレベルで継続して行動を取り、行動を強化するよう、各国及び国内人権機関と NGO を含めたその他の関連利害関係者に要請する。

5. 好事例の分かち合い、調査、政策、データ収集と分析を通じた進歩の見直し、能力開発を通し、5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病を減少させ、なくす目的で、国際公約、協力及び相互支援をさらに強化するよう各国に要請する。

6. 5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病の問題が、関連する理事会のプロセス、データベース及び普遍的定期的レビューを含めたメカニズムを含め、人権理事会の作業で相当の注意が払われることを保障するよう国家と関連する利害関係者に奨励する。

7. 子どもの健康と生存のための国内企画及び行動サイクルのすべての関連する段階で、その運用可能なツールの開発と普及を通して、技術ガイダンスの適用を支援することにより、5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病を減少させ、なくすために、要請に応じて国家に継続して技術協力と支援を提供するようすべての関連国連機関に要請する。

8. 世界保健機関との協働で、女性・子ども及び思春期の若者の健康と人権に関する高官作業部会を含め、事務総長と5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病に関連するマンデートを持つすべての国連機関の注意を技術ガイダンスに引き付ける努力を強化し、「2030 アジェンダ」の実施に相当の注意を払って、すべての関連行為者との5歳未満の子どもの予防できる死亡と罹病の問題に関する対話を継続するよう国連人権高等弁務官を奨励する。

9. 以下を高等弁務官に要請する:

(a)世界保健機関と密接に協働して、課題、好事例、学んだ教訓を含め、新生児に関する特別な課題の検討を含めて、技術ガイダンスの実施に特に重点を置いて、5歳未満の子どもの死亡と罹病を防止する際の経験を討議する専門家ワークショップを第39回人権理事会に先立って開催すること。

(b)各国、国連子ども基金と国連エイズ合同計画を含め、関連する国連機関、基金及び計画、及び関連する特別手続マンデート保持者、子どもの権利委員会、地域団体、専門の医療団体、保健政策策定者または医師及び市民社会と相談し、ワークショップに積極的に参加するよう勧めること。

(c)明らかにされた好事例を含め、上記ワークショップとそこから生じた勧告に関する概要報告書を第 39 回人権理事会に提出するために準備すること。

10. この問題にかかわり続けることを決定する。

予防できる妊産婦死亡と罹病と人権(A/HRC/33/L.3/Rev.1)

人権理事会は、

予防できる妊産婦死亡と罹病は、すべての国家にとっての人権優先事項の一つであることを認め、すべての人権が普遍的で、不可分で、相互に関連し、相互に依存し、相互に強化するものであることを再確認し、

予防できる妊産婦死亡と罹病と人権に対する以前の決議を想起し、

「北京宣言と行動綱領」、「国際人口開発会議行動計画」及びそれらの見直し会議と成果文書を再確認し、女性の地位委員会(CSW)の決議と合意結論も再確認し、性と生殖に関する健康への権利に関する経済的・社会的・文化的権利委員会によるその一般コメント第 22 号(2016 年)の採択及び障害を持つ女性と女兒に関する障害者権利委員会によるその一般コメント第 3 号(2016 年)の採択に留意し、

世界保健大会決議 69.2 及び報告書 A68/16 に留意して、妊産婦死亡と罹病を防止する世界保健機関の努力を歓迎し、妊産婦死亡の減少と性と生殖に関する健康への普遍的アクセスへの世界的公約を想起し、

「私たちの世界を変革する：持続可能な開発 2030 アジェンダ」と題する 2015 年 9 月 25 日の総会決議 70/1、誰も取り残さないことを保障し、最も取り残された者にまず第一に到達する努力を払うために、持続可能な強靱な道に向かって世界を動かすに緊急に必要な大胆で変革的手段を取るようとのその呼びかけを考慮に入れ、

事務総長の更新された「女性と子どもと思春期の若者の健康に関する世界戦略」に留意し、これが性と生殖に関する健康と権利の実現と予防できる妊産婦死亡と罹病の削減に果たすかも知れない重要な役割を認め、

予防できる妊産婦死亡と罹病を削減する際に、それぞれのマンデートに従って、すべての関連する国連機関の間の調整を強化することの重要性を認め、

人権責務と公約に従って、妊産婦死亡と罹病を削減するには、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と「第 3 回開発のための資金調達国際会議のアディスマベバ行動計画」⁷⁶全体にわたる努力が必要であることを強調し、

予防できる妊産婦死亡と罹病に関連して、普遍的定期的レビュー・メカニズムを含めた人権理事会の作業が国内・地域・世界の努力に対して行う良好な貢献を認め、

⁷⁶ 総会決議 69/313。

「経済的・社会的・文化的権利国際規約」の締約国には、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利の不可欠の部分として、性と生殖に関する健康への権利を尊重し、保護し、成就する責務があることを再確認し、

性と生殖に関する健康と権利は、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利の漸進的実現にとって不可欠であり、包括的な性と生殖に関する健康ケアとサービスには、重なり合い、重複する形態の差別に対処する必要性を含めつつ、非差別と正規の実体的平等に基づく利用可能性、アクセス可能性、料金の手頃さ、受容性、質という相互に関連する基本的要素が含まれることを認め、

健康と安全の状況で、男性・男児と等しい女性と女児の権利を実現するには、男性とははっきりと異なる生涯を通じた女性と女児の特別なニーズに従って、異なったサービス、治療、薬剤の提供と女性と女児をより脆弱にするかも知れない社会的・経済的障害の撤廃が必要であることを強調し、

女性の人権には、強制・差別・暴力なしに、性と生殖に関する健康を含め、自分のセクシュアリティに関する問題を管理し、自由に責任を持って決定する女性の権利が含まれ、人の完結性の尊重を含め、性関係と生殖の問題における男女間の平等な関係には、相互の尊重、同意、性行為とその結果に対する責任の共有が必要であることを再確認し、

関連する人権責務と公約に従って、妊産婦死亡と罹病を減らす際に、「持続可能な開発目標」の枠組内で、適切な国の指標を明らかにすることの重要性を認め、

誰も取り残さない、特に重複し、重なり合う形態の差別を経験している女性を取り残さず、正式の統計で説明されることを保障するために、分類データを収集し、調査を行うといった措置を取る必要性を念頭に置き、

世界保健機関によれば、1990年以來達成された妊産婦死亡率の印象的な削減にもかかわらず、2015年には、推定30万3,000名の女性と女児の大部分が予防できる妊産婦死亡があり、さらに多くの女性と女児が、その人権の享受と全体的福利にとって深刻な結果を与える重大かつ時には生涯にわたる傷害を受けていることを深く懸念し、

開発途上国における妊産婦死亡と罹病の高い率の重要な理由は、ある地域での適切な開発とインフラの欠如であることを確認し、

国と国との間のみならず、国内及び所得の高い女性と低い女性との間、農山漁村地域で暮らしている女性と都会地域で暮らしている女性との間に妊産婦死亡と罹病に大きな格差があることを認め、妊産婦死亡の危険は、15歳未満の思春期の女児が最も高く、妊娠と出産の併発症が開発途上国の思春期の女児の間の主要な死亡原因であることに懸念と共に留意し、妊産婦死亡と罹病の危険は、武力紛争と人道危機の状況でさらに悪化することも認め、

性と生殖に関する健康への権利の侵害が続いており、これが妊産婦死亡と罹病の率に否定的インパクトを与えており、この権利の完全享受が、世界中で多くの女性と女児にとっての遠い目標のままであることを深く懸念し、

アクセスできる適切な保健ケア、サービス、情報及び教育の欠如、緊急産科ケアへのアクセスの欠如、貧困、あらゆる型の栄養不良、子ども結婚、早期・強制結婚及び女性性器切除を含めた有害な慣行、避妊法(薬)の否定、危険な人工妊娠中絶、女性差別、ジェンダー不平等及びジェンダーに基づく固定観念を含め、妊産婦死亡と罹病に繋がることもある多数の要因を残念に思い、

あらゆるレベルでのさらなる政治的意思と公約、国際協力及び技術支援が、受容できないほどに高い予防できる妊産婦死亡と罹病の世界的率を減少させるためには緊急に必要であり、人権に基づく取組みの統合が、この率を減少させるという共通の目標に前向きに貢献できるものと確信し、

能力を強化し、開発途上国での妊産婦死亡と罹病を防止するために、これらの国々への相互に合意した条件での技術の適切な移転を推進することを目的とする強化された協力の必要性を認め、

妊産婦死亡と罹病を防止できないことは、生活のあらゆる側面での女性と女兒のエンパワーメントとその人権、その完全な可能性を実現する能力及び持続可能な開発一般に対する最も重大な障害の一つであることを認め、

1. 地方・国内・地域・国際レベルで、予防できる妊産婦死亡と罹病をなくすという政治公約を更新し、重複し、重なり合う不平等に対処し、性と生殖に関する健康施設、サービス、品物と情報及び教育へのアクセスに対するすべての障害を除去し、「北京宣言と行動綱領」と「国際人口開発会議行動計画」及び性と生殖に関する健康と性と生殖に関する権利に関連する公約を含め、それらの見直しプロセスの成果文書、妊産婦保健を改善しジェンダー平等を推進し女性をエンパワーすることに関する「目標」及びその他の相互に関連する「目標」を考慮して、国際支援と協力、保健制度への国内資金の配分、女性と女兒の性と生殖に関する健康を含め、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康への権利に関連する必要な情報とサービスの提供を通して質の高い妊産婦・性と生殖に関する健康ケア・サービスへの普遍的アクセスを確保することにより、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と「持続可能な開発目標」で対処されているように、その人権責務と公約の完全かつ効果的实施を確保する努力を強化するようすべての国々に要請する。

2. 専門知識、技術及び科学的データの移転を通して妊産婦死亡と罹病に対処する技術協力を強化し、既存の公約を尊重しつつ、開発途上国との好事例の交換を通してその開発パートナーシップと国際援助・協力取り決めにおける妊産婦死亡と罹病イニシャティヴに新たに重点を置き、女性差別が妊産婦死亡と罹病に与えるインパクトに対処しつつ、そのようなイニシャティヴに人権に基づく視点を統合するよう、各国及びその他の関連行為者に要請する。

3. 万人のためのアクセスでき、料金が手頃で、適切な保健ケア・サービス及び情報と教育の欠如、貧困、あらゆる型の栄養不良、子ども結婚、早期・強制結婚及び女性性器切除、早期出産を含めた有害な慣行、女性に対するあらゆる形態の差別と暴力のような妊産婦死亡と罹病の相互に関連する原因に対処する包括的な人権に基づく取組みを利用して、あらゆるレベルで行動を取り、関連するプロセスへの女性と女兒の意味ある効果的参画を確保しつつ、女性と女兒、特に思春期の女兒に対するあらゆる形態の暴力をなくすことに特に注意を払うよう、各国に要請し、国内人権機関と NGO を含めたその他の関連利害関係者を奨励する。

4. 保健情報とサービスのための第三者の権威に関連する差別法を廃止し、女性を差別するジェンダー固定観念と行為と闘うことにより、法律、政策及び慣行が、自分自身の生活と自分の身体を含めた健康に関する事柄を自主的に決定する女性の平等な権利を尊重することを保障する手段を取るよう各国に要請する。

5. 予防できる妊産婦死亡と罹病を減らすための政策とプログラムの実施への人権に基づく取組みの適用に関する技術ガイダンスの適用に関するフォローアップについての国連人権高等弁務官事務所の報告書⁷⁷を歓迎し、そこに含まれている勧告の採択を考慮するよう国家と利害関係者を奨励する。

6. それぞれのマネート内で、女性と女兒に影響を及ぼすすべての決定への彼女たちの意味ある参画を保障しつつ、予防できる妊産婦死亡と罹病を削減するために政策を立案し、実施し、見直し、プログラムを評価する際に、適宜、技術ガイダンスの適用を通して、予防できる妊産婦死亡と罹病を削減する努力を強化するよう各国政府、地域団体、関連国連機関、国内人権機関、市民社会団体を含めたすべての関連行為者に要請する。

⁷⁷ A/HRC/33/24。

7. それぞれのマנדート内で、要請に応じて、妊産婦死亡と罹病に関連する技術ガイダンスとその他の関連公約の適用を支援するための技術協力と支援を国家に提供するよう、すべての関連国連機関、基金、計画に要請する。

8. 予防できる妊産婦死亡と罹病に関連する「持続可能な開発目標」の実施に向けた努力において、評価の基準として、経済的・社会的・文化的権利委員会の一般勧告第 22 号(2016 年)を利用することを検討するよう、各国を奨励する。

9. 進歩とインパクトを監視するために国内レベルで採択された指標が、人権報告に関して指標分析を補うように、「2030 アジェンダ」の実施の状況を含め、人権責務と公約に沿っていることを保障するようにも各国に要請する。

10. 女性と女兒の司法へのアクセス保証しつつ、不平等の監視を含め、妊産婦死亡と罹病に関連して、存在するところでは説明責任メカニズムを評価し、それらメカニズムとプロセスの機能と効果を監視し、それらが人権に対応していることを保障するために矯正行動をとるよう、さらに各国に要請する。

11. 女性と女兒の権利の実現と「持続可能な開発目標」のターゲット 3.1 の達成を促進するために、他の「持続可能な開発目標」との可能な相互関連性を考慮して、適宜、すべての関連行為者による技術ガイダンスに対する認識と利用を推進するよう高等弁務官を奨励する。

12. 予防できる妊産婦死亡と罹病と性と生殖に関する健康と権利との間の関連性に関するパネル討論を第 34 回会期に開催し、この討論を障害者にとって完全にアクセスできるものにすることを決定し、概要という形式で、このパネル討論に関する報告書を準備するよう高等弁務官事務所に要請する。

13. 各国、国連機関及びその他のすべての利害関係者と相談して、国連人口基金、国連開発計画、国連ウィメン、及び世界保健機関を含め、各国とその他の関連行為者による技術ガイダンスの利用を通して、予防できる妊産婦死亡と罹病の撤廃への人権に基づく取組みの適用において、好事例と課題に関するフォローアップ報告書を既存の資金内で準備し、それを第 39 回人権理事会に提出するよう高等弁務官に要請する。

14. この問題にかかわり続けることを決定する。

(以 上)